

平成19年9月12日

無線設備規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案について  
(平成19年7月11日 諮問第23号)

[広帯域移動無線アクセスシステムに係る高利得FWAシステムの導入、5GHz帯無線アクセスシステムの登録局の開設可能区域の拡大及びDSRCシステムの高度化に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

【広帯域移動無線アクセスシステムに係る高利得FWAシステムの導入及び5GHz帯無線アクセスシステムの登録局の開設可能区域の拡大について】

総務省総合通信基盤局電波部基幹通信課

(吉田課長補佐、溝上係長)

電話：03-5253-5895

【DSRCシステムの高度化について】

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

(中北補佐、白壁官)

電話：03-5253-5896

## 電波法施行規則及び無線設備規則の 各一部を改正する省令案について

- 一 広帯域移動無線アクセスシステムに係る高利得 FWA システムの導入、  
5GHz 帯無線アクセスシステムの登録局の開設可能区域の拡大及び  
DSRC システムの高度化 一

### 1 諮問の概要

#### (1) 広帯域移動無線アクセスシステムに係る高利得 FWA システムの導入

我が国においては、山間地や離島等の条件不利地域をはじめとして、いまだにブロードバンドのインターネットサービスが享受できないブロードバンド・ゼロ地域が存在する（平成 19 年 3 月末現在：247 万世帯）ことから、このようなデジタル・ディバイドを早期に解消するための有力な手段として、広帯域移動無線アクセスシステム（特に固定的利用に適した高利得 FWA システム）の活用が期待されている。

※ 高利得 FWA システム：指向性の高い空中線を用いた固定無線アクセス（Fixed Wireless Access）システム。

このため、情報通信審議会において、本年 1 月より、広帯域移動無線アクセスシステムに係る高利得 FWA システムの導入に関する検討が行われ、本年 4 月、同審議会から「2.5GHz 帯を使用する広帯域移動無線アクセスシステムの技術的条件」のうち、「高利得 FWA システムの技術的条件」に関する一部答申を受けたところ。

今般、本答申を踏まえ、2.5GHz 帯を使用する広帯域移動無線アクセスシステムに係る高利得 FWA システムを導入するため、関係規定の整備を行うこととしたもの。

なお、広帯域移動無線アクセスシステムを導入する 2.5GHz 帯の 80MHz の帯域のうち、10MHz をデジタル・ディバイドの解消等のための「固定系地域バンド」に割り当てることを主な内容とする「2.5GHz 帯の周波数（固定系地域バンド）を使用する無線局の免許方針案」について、本年 5 月 15 日から 6 月 15 日までの間パブリック・コメントの募集を実施したところであり、本免許方針について、本日報道発表を行う予定となっている。

## 《改正する省令の内容》

### ア 無線設備規則

高利得 FWA の無線局の無線設備の技術基準を定めること。【第 24 条、第 49 条の 28、第 49 条の 29 及び別表第 2 号】

※ 情報通信審議会では、高利得 FWA に関して、WiMAX と次世代 PHS の 2 つの方式の技術的条件を答申するとともに、同一の周波数に導入するシステムの方式については、周波数の有効利用の観点から、システム間の同期を確保する必要があるため、1 つの方式とすることが適当であるとしている。

このため、2.5GHz 帯に導入する高利得 FWA の方式を定める無線設備規則においては、WiMAX 及び次世代 PHS の 2 つの方式を規定することとするが、このうち、固定系地域バンドに導入するシステムの方式については、無線設備規則の規定に基づく告示に基づき、当分の間は WiMAX とする。

### (2) 5GHz 帯無線アクセスシステムの登録局の開設可能区域の拡大

5GHz 帯（4,900MHz から 5,000MHz）においては、高出力の無線アクセスシステム（以下、「5GHz 帯無線アクセスシステム」という。）を簡易な登録制の手続きにより導入することができるようにするため、既存の電気通信業務用固定通信システムの使用期限を本年 11 月末までとしている。

このうち、特に 5GHz 帯無線アクセスシステムの需要の見込まれる大都市圏については、早期の導入を可能とするため、電気通信業務用固定通信システムの使用期限を 2 年間前倒しし、平成 17 年 12 月から、関東、東海及び近畿総合通信局の管轄区域（以下、「東名阪」という。）において、登録制度を先行して導入したところ。

今般、東名阪以外の地域についても、本年 11 月末までの使用期限が到来し、この帯域における電気通信業務用固定通信システムの退出が完了することから、本年 12 月 1 日から、5GHz 帯無線アクセスシステムの登録局の開設可能区域を全国（一部の地域を除く。）に拡大するための関係規定の整備を行うこととしたもの。

## 《改正する省令の内容》

### ア 電波法施行規則

4,900MHz から 5,000MHz までの周波数を使用する登録局の開設可能区域を変更すること。【第 18 条関係】

### (3) DSRC システムの高度化

狭域通信（DSRC）システムは、ITS（高度道路交通システム）の主要システムの一つであり、本システムを利用した ETC では 1,700 万台以上の車載器が普及しています。また、駐車場の入出管理や料金決済など、様々な用途で普及しつつあります。

近年、ユビキタスネットワーク社会の構築が進展していく中で、DSRC システムについても幅広い分野における利活用が期待されており、国土交通省をはじめとする関係機関において、運転者を支援するための新たなサービス提供が予定されています。

今後も DSRC システムを利用した高度な ITS サービスの出現が予想されており、それらのサービスの迅速な提供を可能とする環境を整備するため、DSRC システムの通信方式の追加を行うものです。

#### 《改正する省令の内容》

##### ア 無線設備規則

狭域通信システムの陸上移動局の通信方式に単信方式を追加し、狭域通信システムの基地局及び狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局の通信方式に、単信方式及び同報通信方式を追加します。【第 49 条の 26 関係】

## 2 施行期日

- (1) 広帯域移動無線アクセスシステムに係る高利得 FWA システムの導入  
公布の日から施行。
- (2) 5GHz 帯無線アクセスシステムの登録局の開設可能区域の拡大  
平成 19 年 12 月 1 日から施行。
- (3) DSRC システムの高度化  
公布の日から施行。

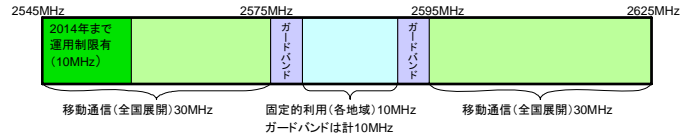
## 固定系地域バンドの免許方針のポイント

### 1 固定系地域バンドの目的

- 地域の特性、ニーズに応じたブロードバンドサービスを提供することによるデジタル・ディバイドの解消、地域の公共サービスの向上等当該地域の公共の福祉の増進に寄与すること

### 2 対象とする周波数

- 2575～2595MHzの周波数のうちの10MHz



### 3 対象とする無線局(※干渉の回避、電波の有効利用の観点から、一の方式とする)

- 当分の間WiMAXの無線局とする。

### 4 申請者の要件

- 電気通信事業者(※全国バンドの認定を受けた者を除く)

### 5 免許の対象区域

- 原則として、一の市区町村の区域内  
※ ただし、固定系地域バンドの目的に反しない限り、複数の市区町村の区域内(原則として、一の都道府県の範囲内)

### 6 申請の際の調整

- 隣接する周波数及び同じ周波数を使用する者との間で、干渉の回避に関し、合意済みであること
- 同じ周波数の隣接地域のシステムとの間で同期(※送信タイミングの一致等)をとること

### 7 申請の審査

- 同一の区域で複数の申請があった場合は比較審査を行い、固定系地域バンドの目的により合致するものを免許する
- 関係地方公共団体(市区町村及び都道府県)の意見を参考にする

## 高利得FWAの想定される利用シーン(シーン1～3)



(参考資料3)

## 高利得FWAの無線設備の主な技術的条件

システム		WiMAX	次世代PHS	備考
通信方式		TDD		モバイルと同じ
接続方式		OFDMA		モバイルと同じ
変調方式	基地局	BPSK、QPSK、 16QAM、64QAM	BPSK、QPSK 16QAM、32QAM、 64QAM、256QAM	モバイルと同じ
	端末局	QPSK、16QAM		
占有周波数帯幅		4. 9MHz、9. 9MHz	2. 4MHz、4. 8MHz、 9. 6MHz	モバイルと同じ
最大 空中線電力	基地局	20 W モデル3で利得が17-20 dBi: 10W 利得が20-23dBi: 5W 利得が23-25dBi: 3. 2W	10 W モデル3で利得が12-20 dBi: 10W 利得が20-23dBi: 5W 利得が23-25dBi: 3. 2W	モバイルWiMAX 20 W モバイル次世代PHS 10 W
	端末局	モデル1 200 mW モデル2 利得が20dBi以下 200 mW モデル3 利得が23dBi以下 200 mW	利得が20-23dBi: 100 mW 利得が23-25dBi: 63 mW 利得が23-25dBi: 126 mW	モバイルWiMAX 200 mW モバイル次世代PHS 200 mW
最大送信 空中線利得	基地局	モデル1 17 dBi モデル2 17 dBi モデル3 25 dBi	モデル1 12 dBi モデル2 12 dBi モデル3 25 dBi	モバイルWiMAX 17 dBi モバイル次世代PHS 12 dBi
	端末局	モデル1 10 dBi※ モデル2 25 dBi モデル3 25 dBi		モバイルWiMAX 2 dBi モバイル次世代PHS 4 dBi

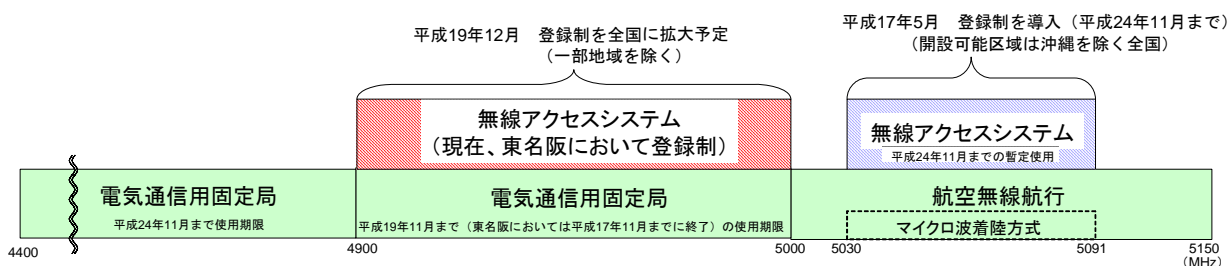
※ 屋内利用限定

注1 赤字は、モバイルとの相違点

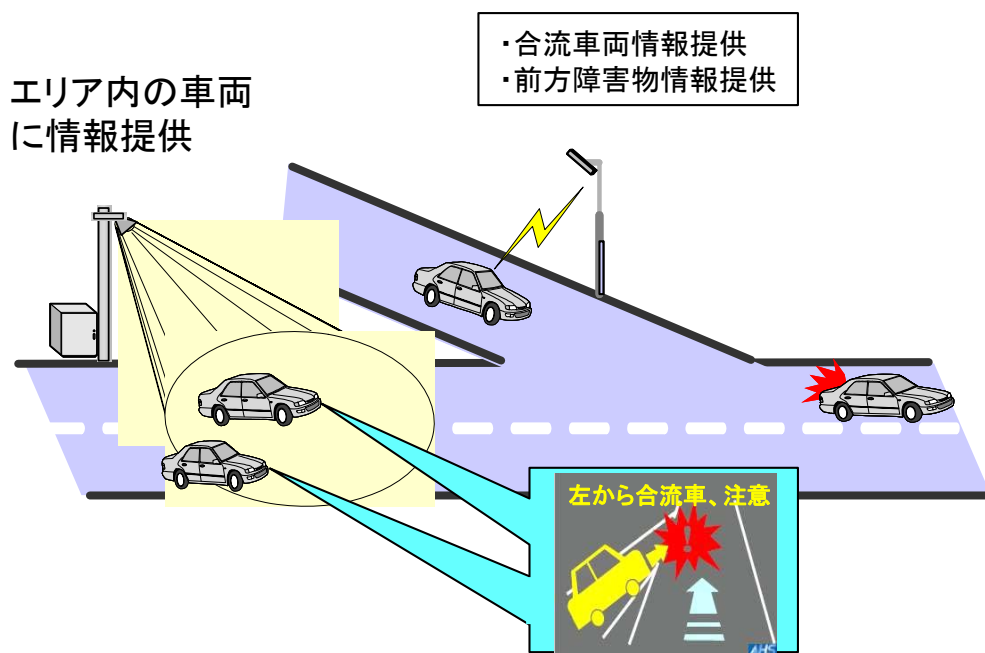
注2 MBTDD-Wideband及びMBTDD 625k-MCIは、高利得FWAを想定せず。

(参考資料4)

## 5GHz帯無線アクセスシステムの登録局の 開設可能区域の拡大について



## DSRC システムの利用シーン (例)



平成19年9月12日

電波法施行規則及び無線設備規則の各一部を改正する省令案について  
(平成19年9月12日 諮問第29号)

[携帯電話用及びPHS用小電力レピータの導入等に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

(山口課長補佐、工藤係長)

電話：03-5253-5893



# 電波法施行規則及び無線設備規則の各一部を 改正する省令案について

〔携帯電話用及び PHS 用小電力レピータの導入等に伴う制度整備〕

## 1 諮問の背景

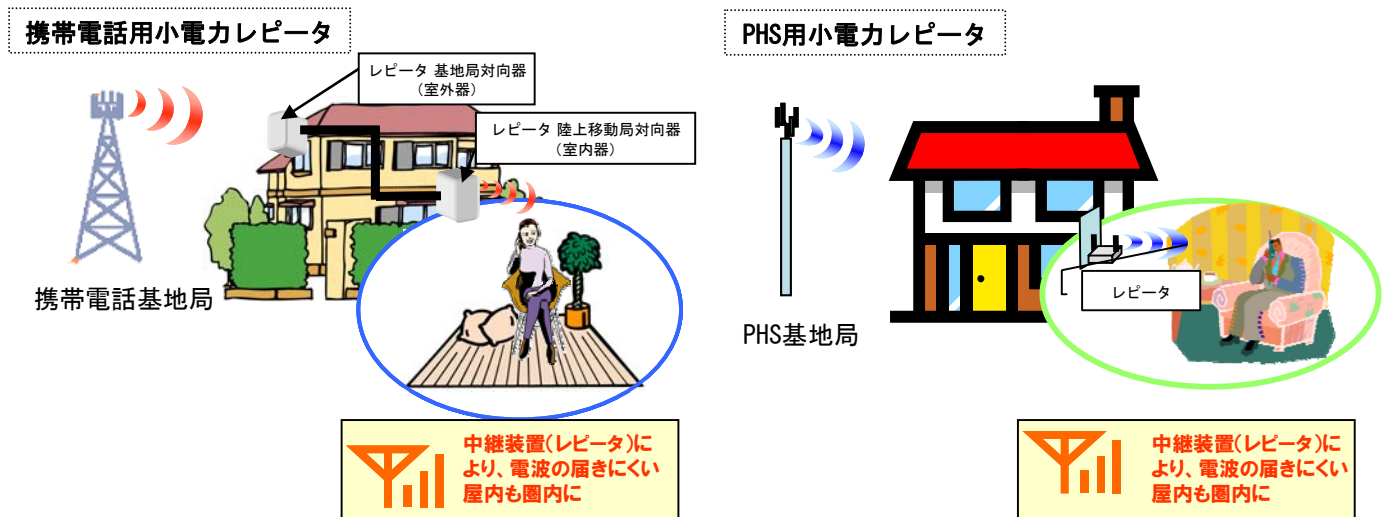
我が国における携帯電話及び PHS の加入数は、平成 19 年 7 月末現在、それぞれ約 9,850 万、約 500 万であり、国民生活に最も身近な情報通信システムとして広く普及するとともに、屋外のみならず自宅や店舗等の屋内での利用も増え、屋内における良好な電波の利用環境のニーズが高まりつつある。

その一方で、屋内や地下街の店舗等において、無線局免許を持たない不法な携帯電話中継装置（レピータ）が設置され、この装置が発する電波により、携帯電話システムが混信を受ける事案が発生している。

このため、屋内における携帯電話等の圏外の解消及び不法中継装置の設置防止を促進するため、携帯電話等事業者等が自宅や店舗等に安価かつ迅速に設置することが可能な、小型で小電力のレピータ（小電力レピータ）の導入が期待されている。

これらの状況を踏まえ、平成 19 年 1 月より、情報通信審議会において携帯電話用及び PHS 用の小電力レピータの技術的条件について審議が開始され、同年 7 月にこれらの技術的条件について、別添のとおり答申を受けたところである。

今般、情報通信審議会答申を踏まえ、携帯電話用及び PHS 用小電力レピータの技術基準等を定めるため、電波法施行規則及び無線設備規則の各一部を改正するものである。



## 2 改正省令の概要（詳細は別紙参照）

### （1）電波法施行規則

- ア 登録の対象とする無線局（第 16 条）
- イ 登録局の無線設備の規格（第 17 条）

### （2）無線設備規則

- ア 携帯電話用小電力レピータの導入に伴い、次の規定の一部を改正すること。
  - (7) 副次的に発射する電波の限度（第 24 条）
  - (イ) 技術基準（第 49 条の 6 の 3～6）
  - (ウ) 周波数の許容偏差（別表第 1 号）
  
- イ PHS 用小電力レピータの導入に伴い、次の規定の一部を改正すること。
  - (7) 技術基準（第 49 条の 8 の 3）
  - (イ) スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値（別表第 3 号）

## 3 施行期日

平成 19 年 12 月 公布・施行（予定）

## 改正省令案の概要

## 1 電波法施行規則

PHS 用小電力レピータを登録対象局に追加する。

改正項目	規定する内容
登録の対象とする無線局 (第 16 条)	登録の対象とする無線局として、PHS 用小電力レピータ (設備規則第 49 条の 8 の 3 第 4 項に規定するもののうち、空中線電力が 10mW 以下の陸上移動局) を追加。
登録の無線設備の規格 (第 17 条)	登録の無線設備の規格に、PHS 用小電力レピータ (設備規則第 49 条の 8 の 3 第 4 項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの) を追加。

## 2 無線設備規則

携帯電話用及び PHS 用小電力レピータの無線設備の技術的条件を定める。

## (1) 携帯電話用小電力レピータ

改正項目	規定する数値等
副次的に発射する電波の限度 (第 24 条)	<p>① W-CDMA 及び HSDPA</p> <p>ア 800MHz 帯</p> <p>(7) -57dBm/100kHz (30~1000MHz)</p> <p>(イ) -47dBm/MHz (1000MHz~12.75GHz) ((ウ)を除く。)</p> <p>(ウ) -60dBm/3.84MHz (815~850MHz 及び 860~895MHz)</p> <p>イ 1.5GHz 帯</p> <p>(7) -57dBm/100kHz (30~1000MHz)</p> <p>(イ) -47dBm/MHz (1000MHz~12.75GHz) ((ウ)を除く。)</p> <p>(ウ) -60dBm/3.84MHz (1427.9~1452.9MHz 及び 1475.9~1500.9MHz を除く。)</p> <p>ウ 1.7GHz 帯</p> <p>(7) -57dBm/100kHz (30~1000MHz)</p> <p>(イ) -47dBm/MHz (1000MHz~12.75GHz) ((ウ)を除く。)</p> <p>(ウ) -60dBm/3.84MHz (1749.9~1784.9MHz 及び 1844.9~1879.9MHz)</p> <p>エ 2GHz 帯</p> <p>(7) -57dBm/100kHz (30~1000MHz)</p> <p>(イ) -47dBm/MHz (1000MHz~12.75GHz) ((ウ)を除く。)</p> <p>(ウ) -60dBm/3.84MHz (1920 ~ 1980MHz 及び 2110 ~ 2170MHz)</p> <p>② cdma-One、CDMA2000 及び EV-DO</p> <p>[陸上移動局対向器]</p> <p>ア 800MHz 帯</p>

改正項目	規定する数値等
	<p>(7) -80dBm/30kHz (基地局受信帯域内)  (イ) -60dBm/30kHz (基地局送信帯域内)  (ウ) -54dBm/30kHz (上記以外の周波数帯)</p> <p>イ 1.5GHz 帯及び 1.7GHz 帯  (7) -80dBm/30kHz (基地局受信帯域内)  (イ) -60dBm/30kHz (基地局送信帯域内)  (ウ) -51dBm/300kHz(1884.5～1919.6MHz)  (エ) -47dBm/30kHz (上記以外の周波数帯)</p> <p>ウ 2GHz 帯  (7) -80dBm/30kHz (基地局受信帯域内)  (イ) -60dBm/30kHz (基地局送信帯域内)  (ウ) -57dBm/100kHz(30～1000MHz)  (エ) -47dBm/MHz (1000MHz～12.75GHz ((7)及び(イ)を除く。))</p> <p>[基地局対向器]</p> <p>ア 800MHz 帯  (7) -81dBm/MHz (移動局受信帯域内)  (イ) -61dBm/MkHz (移動局送信帯域内)  (ウ) -54dBm/30kHz (上記以外の周波数帯)</p> <p>イ 1.5GHz 帯及び 1.7GHz 帯  (7) -76dBm/MHz (移動局受信帯域内)  (イ) -61dBm/MHz (移動局送信帯域内)  (ウ) -51dBm/300kHz(1884.5～1919.6MHz)  (エ) -47dBm/30kHz (上記以外の周波数帯)</p> <p>ウ 2GHz 帯  (7) -76dBm/30kHz (移動局受信帯域内)  (イ) -61dBm/30kHz (移動局送信帯域内)  (ウ) -57dBm/100kHz(30～1000MHz)  (エ) -47dBm/MHz (1000MHz～12.75GHz ((7)及び(イ)を除く。))</p> <p><b>③ TD-CDMA</b></p> <p>ア 5MHz 幅システム  (7) -57dBm/100kHz(30～1000MHz (ウ)を除く。)  (イ) -47dBm/MHz (1000～2000MHz、2035MHz～12.75GHz (ウ)を除く。)  (ウ) -60dBm/3.84MHz(815～850MHz、1427.9～1452.9MHz、1749.9～1784.9MHz 及び 1920～1980MHz)</p> <p>イ 10MHz 幅システム  (7) -57dBm/100kHz(30～1000MHz (ウ)を除く。)  (イ) -47dBm/MHz (1000～1990MHz、2045MHz～12.75GHz (ウ)を除く。)  (ウ) -60dBm/3.84MHz(815～850MHz、1427.9～1452.9MHz、1749.9～1784.9MHz 及び 1920～1980MHz)</p>

改正項目	規定する数値等
技術基準 (第 49 条の 6 の 3～6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用周波数：800MHz 帯、1.5GHz 帯、1.7GHz 帯、2GHz 帯</li> <li>・ 空中線電力、空中線利得： <ul style="list-style-type: none"> <li>〔陸上移動局対向器〕 110mW 以下、0dBi 以下</li> <li>〔基地局対向器〕 40mW 以下、9dBi 以下</li> </ul> </li> <li>・ 隣接チャネル漏洩電力：告示に別途規定</li> <li>・ 増幅度特性：告示に別途規定</li> <li>・ 周囲の他の無線局への干渉防止機能を有すること。 など</li> </ul>
周波数の許容偏差 (別表第 1 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ W-CDMA、HSDPA、TD-CDMA <ul style="list-style-type: none"> <li>〔陸上移動局対向器〕 <math>(0.1 \times f \times 10^{-6} + 12)</math>Hz</li> <li>〔基地局対向器〕 <math>(0.1 \times f \times 10^{-6} + 10)</math>Hz</li> </ul> <p style="margin-left: 40px;">※ f は、送信周波数(Hz)</p> </li> <li>・ CDMA2000、EV-DO <ul style="list-style-type: none"> <li>〔陸上移動局対向器〕 0.05(10<sup>-6</sup>)</li> <li>〔基地局対向器〕 150Hz/300Hz</li> </ul> </li> </ul>

## (2) PHS 用小電力レピータ

改正項目	規定する数値等
技術基準 (第 49 条の 8 の 3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空中線電力：10mW 以下</li> <li>・ 空中線利得：4dBi 以下</li> </ul>
電波の質 (別表第 3 号)	<p><b>スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値 (別表第 3 号)</b></p> <p>(7) 251nW/MHz 以下(1920～1980MHz、2110～2170MHz)</p> <p>(1) 794nW/MHz 以下 (上記以外の周波数帯)</p>

【平成19年7月26日 情報通信審議会で答申】

## 携帯電話用 及び PHS用小電力レピータの実用化に向けて

(現行制度)

- 現在、携帯電話等用レピータは、他の無線局への干渉を防止するため、設置場所を特定した上で個別免許を取得
- このため、個別のレピータごとに、免許申請手続、設置場所の調査、無線従事者による設置工事が必要

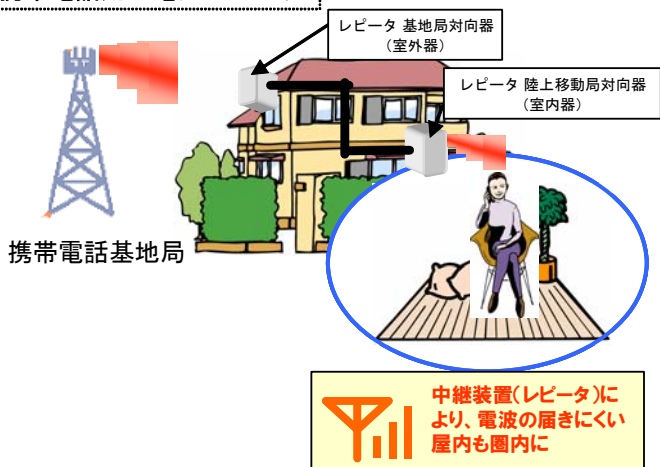
平成19年1月24日 情報通信審議会 審議開始

- 小電力レピータについて、個別免許手続の不要な包括免許局又は登録局の対象とすることを可能とするための技術的条件（空中線電力及び空中線利得の制限値、スプリアスの低減等）を検討・策定。

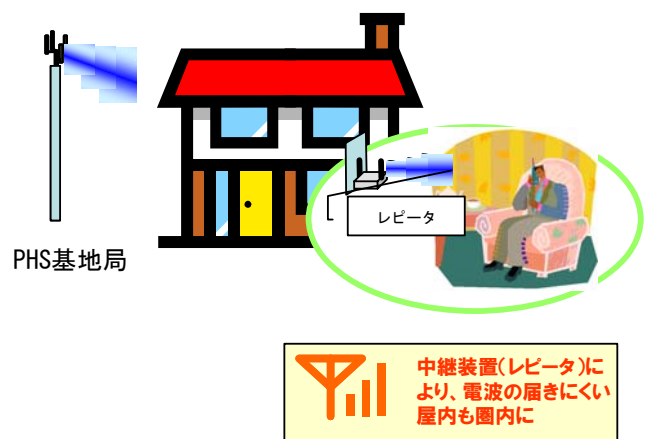
平成19年7月26日 情報通信審議会 答申

- 利用者の要望に応じた迅速な小電力レピータの設置が可能。  
→ 屋内の圏外解消、不法中継装置の設置防止の推進に期待。

### 携帯電話用小電力レピータ



### PHS用小電力レピータ



電波監理審議会会長会見用資料

平成19年9月12日

無線局（放送局を除く。）の開設の根本的基準の一部を改正する  
省令案について  
（平成19年9月12日 諮問第30号）

[開設指針に基づき特定基地局を開設するための制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

(西潟課長補佐、橋岡係長)

電話：03-5253-5893

# 無線局（放送局を除く。）の開設の根本的基準の一部を 改正する省令案について

## 1 諮問の背景

広帯域移動無線アクセスシステムの特定基地局の開設指針（以下「開設指針」という。）は、本年7月11日に開催された電波監理審議会において原案を適当とする旨の答申を受け、8月10日に制定されたところである（平成19年8月10日総務省告示第457号）。

広帯域移動無線アクセスシステムを用いてサービスを提供しようとする者は、本開設指針の規定に従って特定基地局の開設計画（以下「開設計画」という。）を策定し、総務大臣の認定を受けることとなる。

開設計画の認定を受けた者（以下「認定開設者」という。）は、それぞれの開設計画に従って特定基地局の免許申請を行うこととなるが、特定基地局の免許付与に当たっては、無線局（放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和25年電波監理委員会規則第12号）に従って審査を行うこととなる。

認定開設者による特定基地局の開設は開設指針の規定に基づくべきものであるが、開設指針の策定に先立ち行われた意見募集において指摘があったように、開設計画の認定を受けた後に認定開設者が開設指針の規定に基づかない体制や方針の変更など（例：認定を受けた者の議決権のうち、一の第三代携帯電話事業者が保有する議決権を1/3未満から1/2に増やすこと）を行って特定基地局の免許申請を行う可能性を必ずしも排除できないことから、総務省としてこうした事態に対し適切に対処できるよう、「開設計画の認定後も開設指針の趣旨に照らして適切な運用を確保するための措置を講ずる予定」としたところである。（別添参照）

## 2 改正の内容

上述のとおり、認定開設者が、認定を受けた開設計画に係る特定基地局の免許を受ける際、事後的に開設指針の規定に照らして不適当な議決権の変更を行うなど開設指針の規定に基づかない状況となった場合、当該すべての特定基地局の免許及び再免許を拒否することが可能となる措置を講ずることが必要である。よって今般、無線局（放送局を除く。）の開設の根本的基準の一部を改正し、認定計画に係る特定基地局を開設する者は開設指針の規定に基づいて特定基地局を開設しなければならない旨を新たに定めることとし、その適否等について諮問するものである。

## 3 施行期日

平成19年11月 公布・施行（予定）



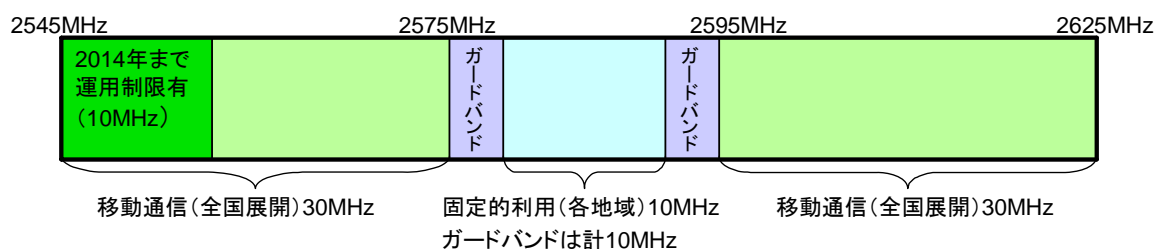
○ 2.5GHz帯の周波数を使用する特定基地局に関する指針案に対する提出意見と総務省の考え方（抄）

論 点	意 見	総務省の考え方
免許取得後の資本移動について規定を明確にすべき	<p>免許取得後の資本移動についても、脱法行為を避けるためにも規定を明確にするべきだと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【イー・アクセス株式会社】</p>	<p>御意見のとおり、認定の有効期間中に開設計画の認定を受けた者の議決権が著しく変更されることは制度の趣旨に照らし適当ではないことから、開設計画の認定後も開設指針の趣旨に照らして適切な運用を確保するための措置を講じる予定です。</p>

※ 本年7月11日の広帯域移動無線アクセスシステムの免許方針案についての意見募集の結果及び2.5GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針案の電波監理審議会答申に関する報道発表資料に記載。

## 2. 5GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針について

### 1 2.5GHz帯の概要



### 2 開設指針の概要

- (1) 移動通信向けに、全国単位で30MHzずつ最大2社に割当て
- (2) 技術間競争及び新規参入の促進により、新たな無線サービスの展開と市場の活性化を図るため、第三代移動通信事業者及びそのグループ会社以外の者に割り当て（ただし、3分の1未満の出資による事業参加は許容）。
- (3) WiMAX、次世代PHS、MBTDD-625kMC、MBTDD-Widebandの4方式の中から事業者が選択。
- (4) MVNO（仮想移動体通信事業者）による無線設備の利用促進のための計画の策定を義務付け。
- (5) 認定後3年以内にサービス開始、認定後5年以内に各管内のカバー率50%以上の達成等を要件

### 3 スケジュール

- ・ 開設計画認定の申請受付期間（9月10日（月）から10月12日（金）までの間）を経て、本年末頃に周波数割当事業者を決定。

平成19年9月12日

周波数割当計画の一部変更案について  
(平成19年9月12日 諮問第31号)

[地上テレビジョン放送のデジタル化完了に伴う変更]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

(大野周波数調整官、石黒係長)

電話：03-5253-5875

## 周波数割当計画の一部変更案について

### I 地上テレビジョン放送のデジタル化完了に伴う変更

我が国における無線局数は、平成18(2006)年1月末時点で1億局を超えており、携帯電話、無線LAN、電子タガ等様々な形態で電波システムの利用拡大が進んでいる。

これら電波の需要増に対応するため、総務省では、「電波政策ビジョン」(平成15(2003)年7月30日情報通信審議会答申)に基づき、周波数割当及び電波利用料制度の抜本的な見直し、電波開放のための新たな制度の整備、研究開発の推進等、有限希少な資源である電波を最大限有効利用するための施策を展開している。

このうち、周波数割当の見直しについては、平成23(2011)年の地上テレビジョン放送のデジタル化完了によりVHF/UHF帯に空き周波数帯が生じることから、有効利用につながる電波の再配分を実施することが必要であり、平成19(2007)年6月27日、情報通信審議会より「VHF/UHF帯における電波の有効利用のための技術的条件」が一部答申された。

今回の周波数割当計画の一部変更は、この一部答申を受け、VHF/UHF帯で地上テレビジョン放送に使用している周波数の割当計画の一部を変更しようとするものである。

#### 【変更概要】

90-108MHz: テレビジョン以外の放送(平成23(2011)年7月25日以降、変更なし)

170-205MHz: 移動(公共業務用、一般業務用)(平成23(2011)年7月25日以降)

205-222MHz: テレビジョン以外の放送(平成23(2011)年7月25日以降)

710-730MHz: 陸上移動(電気通信業務用、公共業務用、一般業務用)(平成24(2012)年7月25日以降)

730-770MHz: 陸上移動(電気通信業務用)(平成24(2012)年7月25日以降)

### II スケジュール

答申受領後、速やかに周波数割当計画を変更し、官報に掲載する。

情報通信審議会諮問第 2022 号「電波の有効利用のための技術的条件」のうち  
「VHF/UHF 帯における電波の有効利用のための技術的条件」一部答申（概要）

**VHF/UHF帯の電波の有効利用に係る基本的考え方**

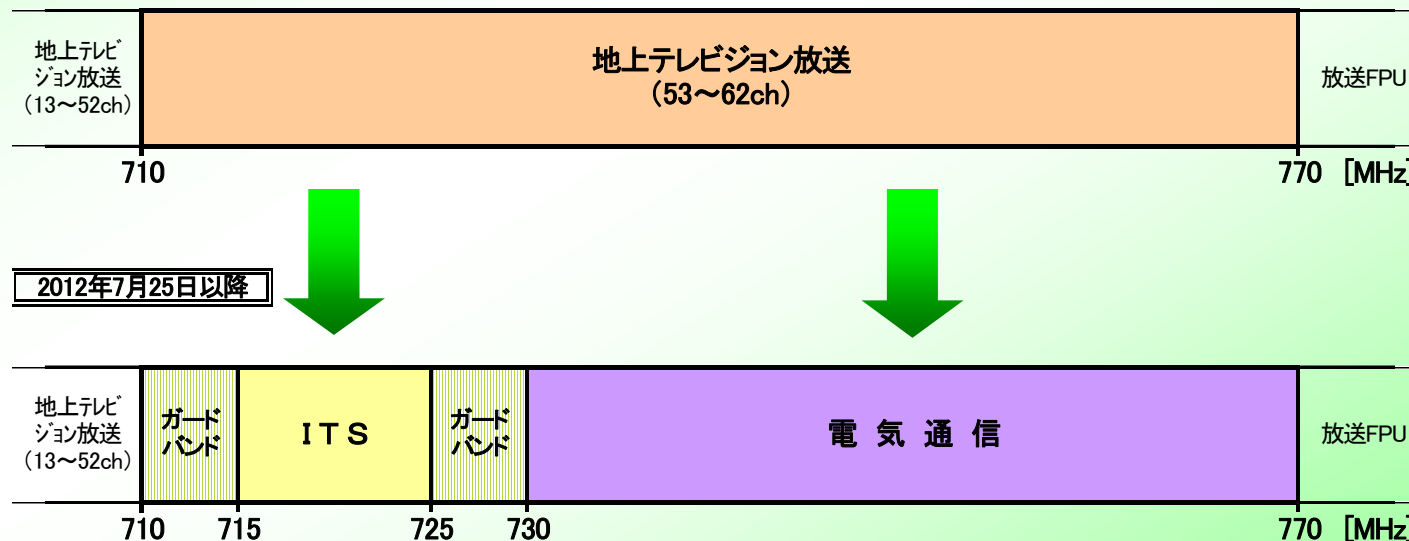
- 今後の周波数利用ニーズとしての提案募集の結果を踏まえ、地上テレビジョン放送のデジタル化により空き周波数となる VHF帯の90-108MHz及び170-222MHz並びにUHF帯の710-770MHzの周波数帯を、
- ・ 移動体向けのマルチメディア放送等の「放送」(注)
  - ・ 安全・安心な社会の実現等のためにブロードバンド通信が可能な「自営通信」
  - ・ 需要の増大により周波数の確保が必要となる携帯電話等の「電気通信」
  - ・ より安全な道路交通社会の実現に必要な「高度道路交通システム (ITS)」
- で使用できるようにすることが適当
- (注) テレビジョン放送を除く。
- UHF帯は、可能な限り大きな帯域を携帯電話等の「電気通信」で使用できるようにすることが適当  
また、安全・安心の確保の観点から、より安全な道路交通社会の実現のために必要な「ITS」において、700MHz帯の電波によることが必要な車車間通信システム等の実現のために、一定の周波数帯域を確保することが適当  
「ITS」に必要な周波数幅は、本周波数帯によることが必要となる主たる機能を想定し、伝送すべき情報量及び伝送周期、道路上の車両の密度等に基づき導出される10MHz幅とすることが適当であり、残りの周波数幅のうち、有害な混信の排除のために必要となるガードバンドを除いた帯域を「電気通信」用とすることが適当
- VHF帯は、「放送」及び「自営通信」により使用したいとするニーズが非常に大きいことから、それぞれについて概ね2分の1の周波数幅を使用できるようにすることとし、今後、周波数利用効率の向上等のための技術開発、共同利用型システムとしての構築や無線局設置の最適化等のシステム構築上の工夫、システムの運用上の工夫等を行うことにより、それぞれの帯域の有効活用を図ることが適当

## UHF帯の電波の有効利用のための技術的条件

- 可能な限り大きな帯域を携帯電話等の「電気通信」で使用
- 700MHz帯の電波によることが必要な車車間通信システム等の実現のため、「ITS」に一定の周波数帯域を確保
  - ・ 「ITS」に必要な周波数幅は、10MHz幅
  - ・ 残りの周波数幅のうち、有害な混信の排除のために必要となるガードバンドを除いた帯域が「電気通信」用
- ※ なお、今後、実システムの導入のために技術的に詳細な検討がなされる段階で、必要なガードバンド幅の精査を行う必要があり、その結果によっては、所要ガードバンド幅に応じて周波数の配置を微調整することが適当
- 周波数配置及びガードバンド(GB)
  - ・ テレビジョン放送との所要GBが小さくなる可能性が高い「ITS」をこの帯域の下の方に配置、GBは概ね5MHz幅
  - ・ 放送FPUと「電気通信」のGBは、放送FPUの周波数の利用実態から、運用上不要とできる可能性
  - ・ 「ITS」と「電気通信」とのGBは、概ね5MHz幅

現在

### UHF帯(710-770MHz)の周波数配置案



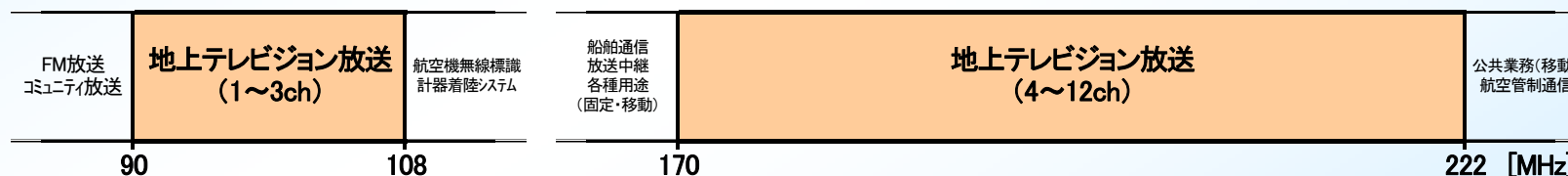
(注) ガードバンド幅については、電波の有効利用の観点から、今後の検討過程で、できる限り縮小することが必要。

## VHF帯の電波の有効利用のための技術的条件

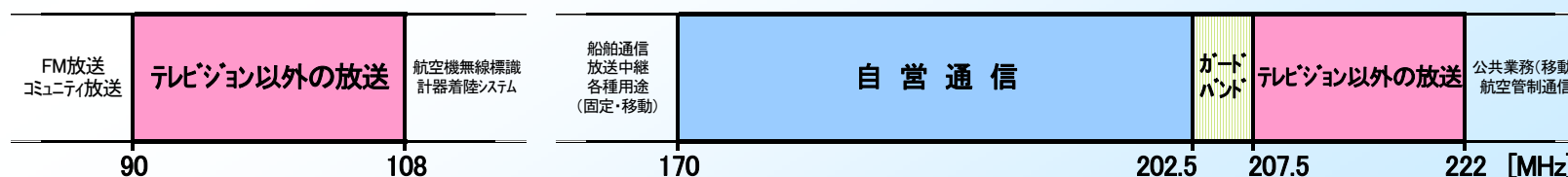
- 「放送」及び「自営通信」により概ね2分の1の周波数幅を使用
- 今後、周波数利用効率の向上等のための技術開発、共同利用型システムとしての構築や無線局設置の最適化等のシステム構築上の工夫、システムの運用上の工夫等により、それぞれの帯域を有効活用
- 周波数配置及びガードバンド(GB)
  - ・ 90-108MHzは、国際分配及び多くの国において音声放送用に使用されていることをも考慮し、「放送」用
  - ・ 170-222MHzは、「自営通信」用と「放送」用、一般の視聴者を対象とする放送システムの端末の方をより小型化できるよう、「放送」を上の方、「自営通信」を下の方に配置
  - ・ 170-222MHzにおける「自営通信」と「放送」の境界領域については、GBとして5MHz幅を想定し、相互の領域における相手からの被干渉電力は環境雑音レベル程度
  - ・ 上記条件下において、それぞれ境界から最大2.5MHz幅まで使用可能

### VHF帯(90-108MHz及び170-222MHz)の周波数配置案

現在



2011年7月25日以降



○周波数割当計画（平成十二年郵政省告示第七百四十六号）の一部を変更する告示案 新旧対照表

（二重下線部分が変更箇所）

変 更 案				変 更 前			
第 2 周波数割当表				第 2 周波数割当表			
第 2 表 27.5MHz-10000MHz				第 2 表 27.5MHz-10000MHz			
国内分配 (MHz)		無線局の目的	周波数の使用に関する条件	国内分配 (MHz)		無線局の目的	周波数の使用に関する条件
(4)		(5)	(6)	(4)		(5)	(6)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>170-205</u>	<u>放送</u> <u>J37C</u>	<u>放送用</u>		<u>170-222</u>	<u>放送</u> <u>J37A</u>	<u>放送用</u>	
	<u>移動</u> <u>J58A</u>	<u>公共業務用</u> <u>一般業務用</u>			<u>移動</u> <u>J58A</u>	<u>電気通信業務用</u> <u>公共業務用</u> <u>一般業務用</u>	
<u>205-222</u>	<u>放送</u> <u>J37A</u>	<u>放送用</u>		(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>710-730</u> <u>J74B</u>	<u>放送</u> <u>J75B</u>	<u>放送用</u>		<u>710-722</u> <u>J74</u>	<u>放送</u> <u>J75A</u>	<u>放送用</u>	
	<u>陸上移動</u> <u>J73A</u> <u>J75E</u>	<u>電気通信業務用</u> <u>公共業務用</u> <u>一般業務用</u>			<u>陸上移動</u> <u>J73A</u>	<u>電気通信業務用</u> <u>公共業務用</u> <u>一般業務用</u>	
<u>730-770</u> <u>J74B</u>	<u>放送</u> <u>J75B</u>	<u>放送用</u>		<u>722-770</u> <u>J74</u>	<u>放送</u> <u>J75B</u>	<u>放送用</u>	
	<u>陸上移動</u> <u>J73A</u>	<u>電気通信業務用</u>			<u>陸上移動</u> <u>J73A</u>	<u>電気通信業務用</u> <u>公共業務用</u> <u>一般業務用</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)



<p>J1～J37B (略)</p> <p><u>J37C</u></p> <p><u>放送業務によるこの周波数帯の使用は、2011年7月24日までに限る。</u></p> <p>J38～J74A (略)</p> <p><u>J74B</u></p> <p><u>この周波数帯に現存する固定業務の局は、2012年7月24日までの間、その運用を継続することができる。</u></p> <p>J75 (略)</p> <p><u>J75A (未使用)</u></p> <p>J75B～J75D (略)</p> <p><u>J75E</u></p> <p><u>陸上移動業務によるこの周波数帯のうち10MHz幅は、高度道路交通システムによる使用とし、可能な限り低い周波数帯に配置する。</u></p> <p>J76～J210 (略)</p>	<p>J1～J37B (略)</p> <p>J38～J74A (略)</p> <p>J75 (略)</p> <p><u>J75A</u></p> <p><u>放送業務(テレビジョン放送に限る。)によるこの周波数帯の使用は、2012年7月24日までに限る。</u></p> <p>J75B～J75D (略)</p> <p>J76～J210 (略)</p>
--	--

電波監理審議会会長会見用資料

平成19年9月12日

日本放送協会のモバイル放送株式会社に対し  
番組を提供する業務の認可について  
(平成19年9月12日 諮問第32号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報通信政策局放送政策課

(飯嶋課長補佐、田口係長)

電話：03-5253-5778

## 日本放送協会のモバイル放送株式会社に対し 番組を提供する業務の認可について

### 1 申請の概要

日本放送協会（以下「NHK」という。）から、放送法（昭和25年法律第132号）第9条第8項の規定に基づき、以下のとおり、モバイル放送株式会社（以下「モバイル放送」という。）が行う放送に対し、番組を提供する業務の認可申請があったもの。

項 目	申 請 の 概 要						
1 業務の内容	モバイル放送に対し、同社が実施する放送の用に供するため番組を提供する業務。						
2 業務を行うことを必要とする理由	2. 6GHz帯という新しい衛星放送用周波数を用いた放送として放送普及基本計画（昭和63年郵政省告示第660号）第2の2（4）に定める放送系の数の目標である1の放送を行う放送事業者であるモバイル放送に対し、同社の提供要請に応じて、その実施する放送の用に供するため番組を提供することにより、我が国初の移動体向け衛星デジタル放送を実施するモバイル放送のサービスの円滑な立ち上がりに寄与することを通じて、移動体向けデジタル放送サービスの普及・発展はもとより、我が国の放送の進歩・発達に資するため。						
3 業務の実施計画の概要	<p>モバイル放送に対し、同社が実施する衛星デジタル放送の用に供するため、1日合計8時間程度のニュース、スポーツ中継、その他一般番組を提供する。</p> <p>また、非常災害時においては、災害時の情報源として期待されるモバイル放送の特性に鑑み、要請に応じて、上記の提供時間を超えて災害情報の提供を実施することがある。</p> <p>業務の実施期間は、平成19年10月1日から平成20年10月31日までとする。</p>						
4 業務の収支の見込み	（単位：百万円）						
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">業務実施期間内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">収入</td> <td style="text-align: center;">2 2 1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支出</td> <td style="text-align: center;">2 1 2</td> </tr> </tbody> </table>	業務実施期間内		収入	2 2 1	支出	2 1 2
業務実施期間内							
収入	2 2 1						
支出	2 1 2						
	（注）収入と支出の差額はNHKの放送権料。						

（参考）

モバイル放送株式会社の概要 . . . . . 別添

## 2 審査

審査の結果は、次の表のとおりであり、申請どおり認可することといたしたい。

審査項目	審査結果
放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務であるのか。 (放送法第9条第2項第6号)	<p>特に必要と認められる。</p> <p>(理由)</p> <p>申請に係る業務は、我が国初の移動体向け衛星デジタル放送の普及・発達を目的として、2.6GHz帯という新しい衛星放送用周波数を用いた放送として放送普及基本計画（昭和63年郵政省告示第660号）第2の2（4）に定める放送系の目標の数の目標である1の放送を行う放送事業者であるモバイル放送に対し、同社の提供要請に応じて、その行う放送の用に供するため番組を提供するものである。</p> <p>このモバイル放送の行う移動体向け衛星デジタル放送は、普及発達が期待される移動体向けデジタル放送に関する我が国における取組の先駆けとなっているものであり、また、国民が移動体向けデジタル放送サービスの利便性を体験し、享受することのできる機会を提供しているものである。</p> <p>更に、衛星全国波によるサービスであることから、海域、山岳地域等における移動体向け放送サービスの提供及びそうした地域での小型携帯端末による利用を可能とし、かつ、降雨減衰の少ないSバンドを利用するものであることから、非常災害時における有効な情報伝達手段としての役割も期待されるものである。</p> <p>モバイル放送の行う移動体向け衛星デジタル放送は、放送開始からおよそ3年を迎えようとする現時点においてその普及の途上にあり、デジタル放送に関し豊かな経験とノウハウを有するNHKが引き続き番組の提供を行い、その円滑な普及に寄与することは、移動体向けデジタル放送サービスの普及・発達はもとより、我が国の放送及びその受信の進歩発達に資するところが大きい。</p> <p>このため、NHKが引き続きモバイル放送に対し番組を提供することは、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務であると認められる。</p>
営利を目的としないものか。 (放送法第9条第4項)	<p>放送及びその受信の進歩発達に資するため、NHKが番組を実費と権利料を賄う収入を見込んで提供をするものであり、営利を目的とするものではないと認められる。</p>

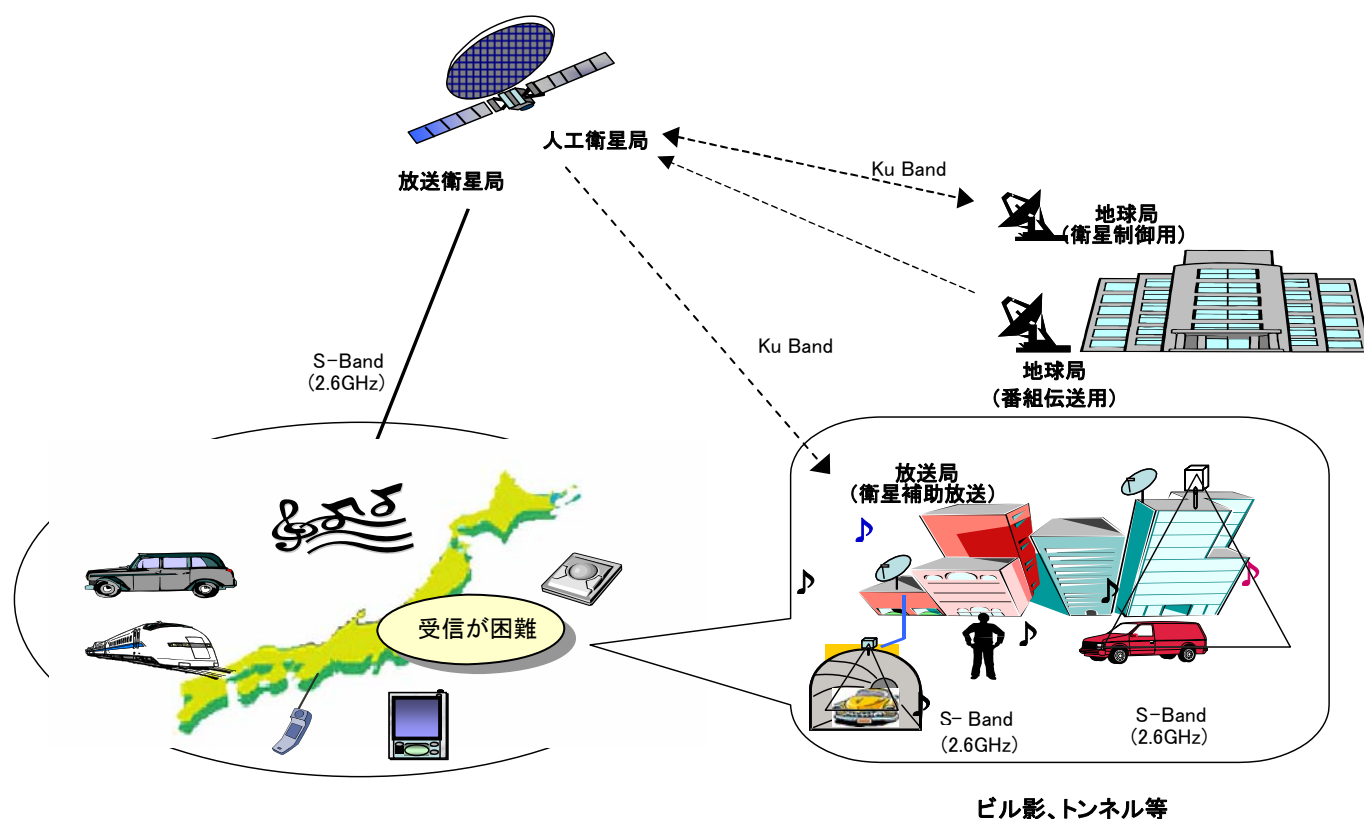
(参考)

放送法第9条第2項第6号の業務として、モバイル放送に対し番組を提供することについて平成16年から平成18年の間にした認可のほか、NHKが放送事業者に対し番組を提供することについて認可した例としては、以下のものがある。

- (1) 海外の放送事業者又は番組事業者に対し、平成3年から6年の間に、現地で行われる放送において使用されることを前提として行ったもの（平成3年3月15日認可、平成6年3月31日再認可（認可期間を1年延長））
- (2) 社団法人ハイビジョン推進協会が平成3年から実施したハイビジョン試験放送に対するもの（平成3年11月15日認可）
- (3) 社団法人デジタルラジオ推進協会が平成15年から実施している地上デジタル音声実用化試験放送に対するもの（平成15年7月23日認可）

# モバイル放送株式会社の概要

## 1 モバイル放送サービスのイメージ図



## 2 これまでの経緯と今後の予定

平成10年	5月29日	「モバイル放送株式会社」設立
平成15年	3月7日	免許申請
	7月23日	予備免許付与について電波監理審議会諮問・答申
	7月25日	予備免許付与
平成16年	3月13日	衛星打上げ成功 (米国ケーブルカナベラル)
	5月20日	本免許付与
	6月1日	試験放送開始
	7月14日	有料放送契約約款認可について電波監理審議会諮問・答申があり、総務大臣より即日認可
	10月20日	本放送開始

3 資本金 368億6千7百万円

4 所在地 東京都中央区銀座5-2-1 銀座東芝ビル7階

### 5 主要株主

株東芝	36.9%
SKテレコム社	7.3%
シャープ(株)	5.4%
トヨタ自動車(株)	4.8%
横河電機(株)	4.1%

平成19年9月12日

日本放送協会所属放送局の廃止の認可  
(平成19年9月12日 諮問第33号)

BSアナログ放送に係る委託放送業務の認定について  
(平成19年9月12日 諮問第34号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報通信政策局衛星放送課

(井田課長補佐、川名データ放送係長)

電話：03-5253-5799

## 日本放送協会所属放送局の廃止の認可及び BSアナログ放送に係る委託放送業務の認定について

### 1 背景

(1) 日本放送協会（以下「協会」という。）所属のBSアナログハイビジョン放送を終了することについて

- ① 同放送については、平成11年6月11日の電波監理審議会答申を受け、同月23日に変更された放送普及基本計画（昭和63年郵政省告示第660号）により、遅くとも平成19年までに終了することとされたところである。（参考1「I」）
- ② 上記①を受け、今般、協会から、同放送について、放送法（昭和25年法律第132号。以下「法」という。）第43条の規定に基づく放送衛星局の廃止の認可申請があったところである。

※ 当該申請によれば、視聴者の混乱を極力回避するため、放送番組の放送は本年9月30日に終了し、10月1日から31日までは、終了告知文を放送する予定。

(2) 上記(1)以外のBSアナログ放送3番組（協会所属2番組（BS1・BS2）並びに株式会社WOWOW（以下「WOWOW」という。）所属1番組）を現行の無線局免許制度から委託放送業務認定制度へ移行することについて

- ① 上記(1)以外のBSアナログ放送3番組については、平成16年3月17日の電波監理審議会答申を受け、同月4月16日に変更された放送普及基本計画により、現行の無線局免許制度による放送は平成19年までとし、その後については委託放送業務として継続することとされたところである。（参考1「II」）
- ② これを受け、今般、協会から、協会所属のBSアナログ放送2番組（BS1及びBS2）について、法第43条の規定に基づく放送衛星局の廃止の認可申請があったところである。
- ③ また、上記①を受け、今般、協会及びWOWOWから、これまでのBSアナログ放送と同一の放送番組を引き続き委託放送業務として継続することができるよう、委託放送業務の認定申請があったところである。

## 2 諮問内容

- (1) 協会所属の放送衛星局3局（BSアナログハイビジョン放送1局及びBSアナログ放送2局（BS1・BS2））に係る廃止の認可

いずれについても、放送普及基本計画等の定めるところに沿って廃止しようとするものであり、特段の支障はないと認められることから、同局の廃止を認可する。

- (2) BSアナログ放送3番組（協会所属2番組（BS1・BS2）及びWOWOW所属1番組）に係る委託放送業務の認定

法第52条の13第1項及び法第9条の4第1項並びにこれらに係る放送法関係審査基準に基づき審査した結果、いずれについても適当であると認められることから、これらの規定に基づき認定する。



**I 協会所属のBSアナログハイビジョン放送を終了することについて**

標記については、以下の理由により電波監理審議会に諮問したところ、平成11年6月11日に原案を適当とする旨の答申を受けたところ。

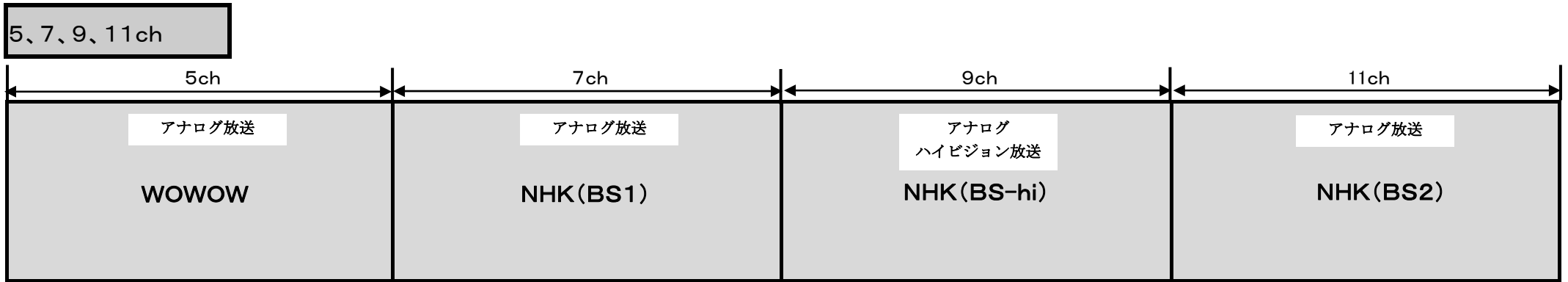
- ① デジタル放送への早期移行及び周波数の有効利用という観点から、できるだけ早期に終了することが望ましいこと
- ② しかしながら、BSデジタル放送が開始されていない現段階では視聴者のデジタル放送への移行状況等が明らかではなく、アナログHDTV放送の終了時期を特定することは困難であること
- ③ なお、アナログHDTV放送は、現在実用化試験放送として実施されており、その後は「デジタル方式の放送へ円滑に移行するための放送」として位置付けられることから、比較的早期にデジタル放送への移行を進めることが可能と考えられること

**II 上記(1)以外のBSアナログ放送3番組を現行の無線局免許制度から委託放送業務認定制度へ移行することについて**

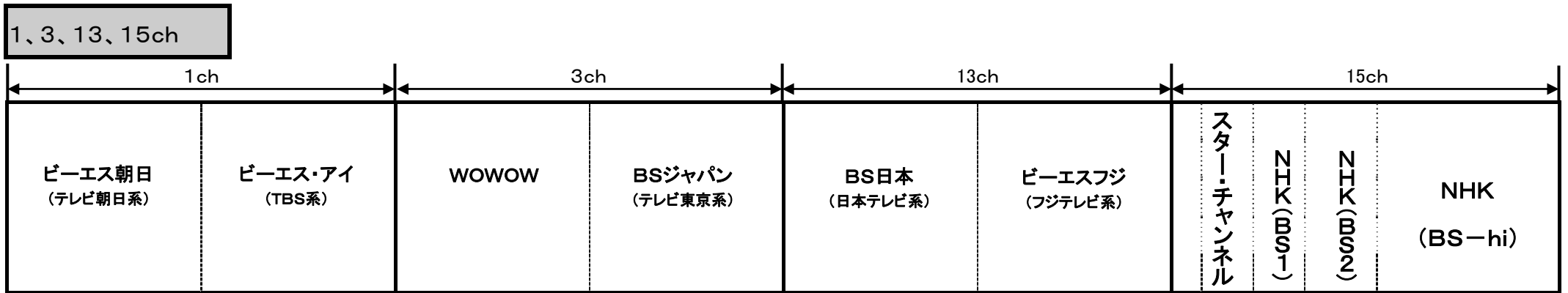
標記については、以下の理由により電波監理審議会に諮問したところ、平成16年3月17日に原案を適当とする旨の答申を受けたところ。

- 多数の番組編成主体により行われることが想定される衛星放送については、委託放送事業者間の競争と新規事業者の参入機会を確保する観点から、受託国内放送として行うことが適当であること

# BSテレビジョン放送のチャンネル配列図 ①現行

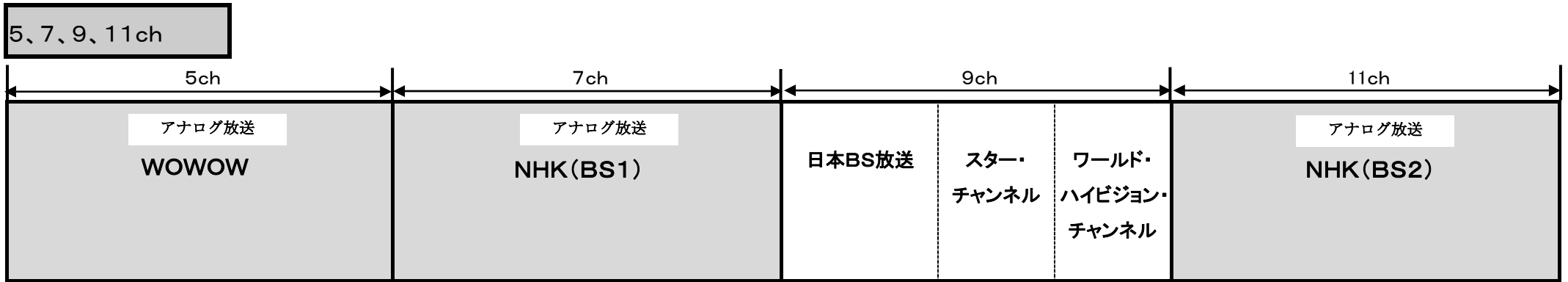


4

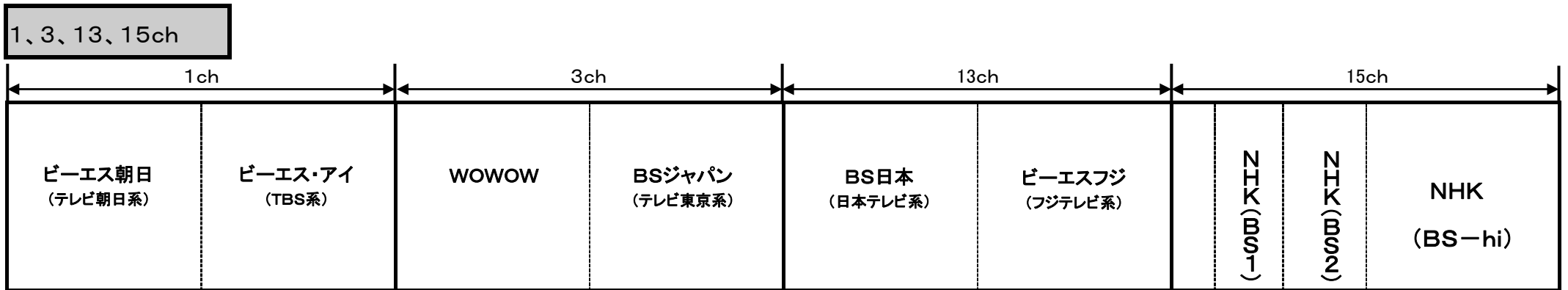


17、19、21、23ch (国際調整手続を経て平成12年に我が国に割り当てられた新たな周波数であり、平成23年以降に使用を開始する予定。)

# BSテレビジョン放送のチャンネル配列図 ②今回の変更後



ウ



17、19、21、23ch (国際調整手続を経て平成12年に我が国に割り当てられた新たな周波数であり、平成23年以降に使用を開始する予定。)

平成19年9月12日

World Independent Networks Japan 株式会社の認定取消について  
(平成19年9月12日 諮問第35号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報通信政策局衛星放送課

(井田課長補佐、川名データ放送係長)

電話：03-5253-5799

## World Independent Networks Japan 株式会社の認定取消について

### 1 経緯

- ① World Independent Networks Japan 株式会社（以下、「WINJ社」という。）は、平成15年10月1日に委託放送業務の認定を受け、BSデジタル放送（超短波放送及びデータ放送）に参入した委託放送事業者である。  
【別紙1：会社概要】【別紙2：委託放送業務認定証（写し）】
- ② WINJ社は、以下のとおり、平成18年11月1日から現在（平成19年9月12日）に至るまで、委託放送業務を休止している。  
【別紙3：休止届（写し）】

休止届の届出日	休止期間	休止理由
H18.10.27	H18.11.1～H19.1.31	無料放送における放送機材の新システム構築及び放送送出機材のメンテナンスのため
H19.1.30	H19.2.1～H19.2.28	
H19.2.26	H19.3.1～H19.3.31	
H19.3.29	H19.4.1～H19.4.30※	経営権の取得と確定の判断と認定を司法機関に委ねており、その判断の結果と認定を待つため
H19.4.27	H19.5.1～H19.10.31	

※休止期間は、平成19年4月30日の時点で6か月に達している。

- ③ なお、総務省は、休止届を受理した平成18年10月27日以降、WINJ社に対し数度の事情聴取を行い、早期に放送を再開するよう再三指導してきたところであるが【別紙4：事業休止等の経緯】、現在（平成19年9月12日）においても、放送再開の目途は立っていない状態にある。

### 2 諮問内容

放送法第52条の24第2項第1号の規定に基づき、以下の理由により、WINJ社の認定を取り消すこととしたい。

- ① WINJ社には、放送法第52条の24第2項第1号に規定する「正当な理由」があるとは認められないこと。  
【別紙5：「正当な理由」があるとは認められない理由】
- ② WINJ社の休止期間は継続して6か月を超えていること。

●放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）  
第五十二条の二十四（略）  
2 総務大臣は、委託放送事業者が次の各号の一に該当するときは、その認定を取り消すことができる。  
一 正当な理由がないのに、委託放送業務を引き続き六箇月以上休止したとき。  
二～五（略）

以上

## 会 社 概 要

委託放送事業者	World Independent Networks Japan 株式会社 (105 - 0013 港区浜松町 2 - 1 - 18 大門光ビル 6F)		
代 表 者	代表取締役	都築	省吾
役 員	代表取締役 取締役 取締役 取締役 監査役	都築 池田 中原 谷川 佐竹	省吾 健次 伸之 和穂 昌之
資 本 金	80,000万円		
出資者及び 出資比率	都築 省吾		100.0%

## 放 送 概 要

放送の種類	超短波放送 データ放送	1番組 1番組
委託放送事項 (概要)	報道、教育、教養、娯楽、広告、その他	
放送開始時期	平成15年10月1日	

## 委託放送業務認定証

認定の年月日	平成15年10月1日
認定の番号	第50号、第51号
業務を行う者の 氏名又は名称	World Independent Networks Japan株式会社
委託して行わせる 放送の種類	超短波放送（デジタル放送）（有料放送を含む。） データ放送（デジタル放送）
委託の相手方	株式会社 放送衛星システム
委託の相手方の人 工衛星の放送局に 係る人工衛星の軌 道又は位置	対地静止衛星軌道 $E110^{\circ}$ 経度及び緯度の変動幅 $\pm 0.1^{\circ}$
委託して行わせる 放送に係る周波数	別紙のとおり
委託放送事項 備考	別紙のとおり

平成18年1月26日

総務大臣

竹中平蔵



## 第50号、第51号

周波数 11.76584GHz

シンボル数(合計) 0.300625Mbaud(補完放送(データ)を含む)

## 第50号〔超短波放送〕

シンボル数 0.1503125Mbaud(補完放送(データ)を含む)

スロット番号 45

変調方式(誤り訂正率) 8PSK(2/3)

報道(トピックス、スポーツニュース、災害に関する情報等)  
 教育(情操教育、外国語会話の時間等)  
 教養(クラシック、外国語文化講座、音楽講座、文学講座等)  
 娯楽(音楽、コンサート中継、サウンドエッセンス等)  
 広告(商業案内、スポット・アナウンス等)  
 その他(放送番組の予告等)

分野	データ符号化方式	成人向け番組の有無
上記の補完放送	ARIB-XMLベースマルチメディア符号化方式	無

## 第51号〔データ放送〕

シンボル数 0.1503125Mbaud(補完放送(データ)を含む)

スロット番号 45

変調方式(誤り訂正率) 8PSK(2/3)

目的別種類等	データ符号化方式の名称
報道(天気予報等) 教育(学習ソフト等) 教養(音楽情報等) 娯楽(ゲームソフト等) 広告(商業案内等) その他(放送番組の予告等)	(社)電波産業会のSTD-B24方式に準拠する。





平成19年12月1日

第50号、第51号

周波数 11.99600GHz

シンボル数(合計) 0.300625Mbaud(補完放送(データ)を含む)

第50号〔超短波放送〕

シンボル数 0.1503125Mbaud(補完放送(データ)を含む)

スロット番号 45

変調方式(誤り訂正率) 8PSK(2/3)

報道(トピックス、スポーツニュース、災害に関する情報等)  
 教育(情操教育、外国語会話の時間等)  
 教養(クラシック、外国語文化講座、音楽講座、文学講座等)  
 娯楽(音楽、コンサート中継、サウンドエッセンス等)  
 広告(商業案内、スポット・アナウンス等)  
 その他(放送番組の予告等)

分野	データ符号化方式	成人向け番組の有無
上記の補完放送	ARIB-XMLベースマルチメディア符号化方式	無

第51号〔データ放送〕

シンボル数 0.1503125Mbaud(補完放送(データ)を含む)

スロット番号 45

変調方式(誤り訂正率) 8PSK(2/3)

目的別種類等	データ符号化方式の名称
報道(天気予報等) 教育(学習ソフト等) 教養(音楽情報等) 娯楽(ゲームソフト等) 広告(商業案内等) その他(放送番組の予告等)	(社)電波産業会のSTD-B24方式に準拠する。



委託放送業務休止届

平成18年10月27日

総務大臣 殿

〒150-6018

東京都渋谷区恵比寿4-20-3

ワールドインディペンデントネットワークジャパン

World Independent Networks Japan 株式会社

代表取締役 佐竹 昌之



平成15年10月1日付け第50、第51号より認定を受けた委託放送業務について、下記の期間休止いたしますので届け出ます。

記

平成18年11月1日（水）0時00分から平成19年1月31日まで

（休止の理由）

無料放送における放送機材の新システムの構築及び放送送出機材のメンテナンスの為

以上

委託放送業務休止届



平成19年1月30日

総務大臣 殿

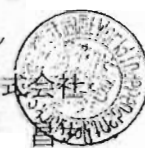
〒150-6018

東京都渋谷区恵比寿4-20-3

ワールドインディペンデントネットワークス

World Independent Networks Japan 株式会社

代表取締役 菅野 隆夫



平成15年10月1日付け第50、第51号より認定を受けた委託放送業務について、下記の期間休止いたしますので届け出ます。

記

平成19年2月1日（木）から平成19年2月28日（水）まで

（休止の理由）

無料放送における放送機材の新システムの構築及び放送送出機材のメンテナンスの為

(当初の3ヶ月間では上記システム構築及び機材メンテナンス  
の間に合共有が、不為) 以上



委託放送業務休止届

平成19年2月26日

総務大臣 殿

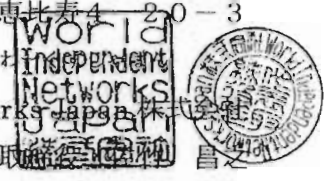
〒150-6018

東京都渋谷区恵比寿4-20-3

ワールドインディペンデントネットワークス

World Independent Networks Japan 株式会社

代表取締役 伊藤 昌之



平成15年10月1日付け第50、第51号より認定を受けた委託放送業務について、下記の期間休止いたしますので届け出ます。

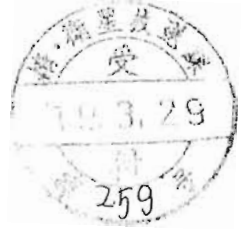
記

平成19年3月1日（木）から平成19年3月31日（土）まで

（休止の理由）

無料放送における放送機材の新システムの構築及び放送送出機材のメンテナンスの為  
（当初の休止期間では、上記システム構築及び機材メンテナンスが間に合わなかった為）

以上



委託放送業務休止届

平成19年3月29日

総務大臣 殿

〒150-6018

東京都渋谷区恵比寿4-20-3

ワールドインディペンデントネットワークス株式会社

World Independent Networks Japan 株式会社

代表取締役 菅原 昌之



平成15年10月1日付け第50、第51号より認定を受けた委託放送業務について、下記の期間休止いたしますので届け出ます。

記

平成19年4月1日（日）から平成19年4月30日（月）まで

（休止の理由）

無料放送における放送機材の新システムの構築及び放送送出機材のメンテナンスの為  
（当初の休止期間では、上記システム構築及び機材メンテナンスが間に合わなかった為）

以上



委託放送業務休止届

平成19年4月27日

総務大臣 殿

〒150-6018

東京都渋谷区恵比寿4-20-3

ワールドインディペンデントネットワークジャパン株式会社

World Independent Networks Japan 株式会社

代表取締役 昌彦



平成15年10月1日付け第50、第51号より認定を受けた委託放送業務について、下記の期間休止いたしますので届け出ます。

記

平成19年5月1日（火）から平成19年10月31日（水）まで

（休止の理由）

経営権の取得と確定の判断と認定を司法機関に委ねており、その判断の結果と認定を待つ期間、放送休止の延長をお願い申し上げます。

但し、上記期間中においても、試験放送並びに本放送の再開を早期に目指し、随時放送開始に向けてのご報告をしております。

何卒、ご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

以上

## 事業休止等の経緯

### 1 休止の開始までの経緯

WINJ社は、平成18年度半ばから、関係事業者へ料金の未払い状況に陥り、同年9月に2度の放送事故を起こした後、同年11月から事業を休止しているところ。

H18.9.1 放送事故（送出機器の障害発生のため音声無音状態発生）

H18.9.26 放送事故（送出機器の障害発生のため音声無音状態発生）

※ 事故当時は、電話連絡がつかない状態。

### 2 休止開始以降、休止6か月まで

#### OH18.10.27：休止届提出時のやりとり

(WINJ) 休止届上に記載する「休止の理由」は、機械のメンテナンスということで理解願いたい。十分な資金さえあれば早急に着手することが可能であるが、現時点では資金が不足していることから着手することができず、当該資金不足の解消時期については、少なくとも新旧株主間の訴訟の結果が判明するまでは見通しが立たない。

(総務省) 休止届は受理する。視聴者への告知をしっかりとやっていただきたい。

#### OH19.1.30：休止届提出時のやりとり

(総務省) 正当な理由にならないため、休止期間が6か月を経過した時点で、認定取消の対象となる。一刻も早く放送を再開してもらいたい。

#### OH19.4.27：休止届提出時のやりとり

(WINJ) この6か月間で放送再開ができない場合は、認定を返上する。

(総務省) 休止届は受理するが、制度上受理するだけ。現段階で6か月休止している状態であり、さらに6か月認めるということではない。認定取消の是非について判断したいので、今後、事情聴取を開始させていただく。

### 3 休止6か月以降

#### OH19.5.18：第1回事情聴取

(総務省) 任意的取消事由(放送法第52条の24第2項)に該当する場合であっても、早期の放送再開が確実である場合等、特段の事情がある場合については、取消を行わないという裁量的判断もあり得るものとする。したがって、次の点について、至急、御社の考えを伺いたい。

- ① 御社の現在の債務について、金額、内訳、現行の状況を示してほしい。
- ② それらの債務を弁済し、放送再開・収支黒字化までの資金繰りを支えるスポンサーの獲得見通しについて、示してほしい。
- ③ NHK等、設備工事の関係事業者等と調整していただき、現実的な再開スケジュールを示してほしい。

(WINJ) まだ社外秘であるが、裁判終了後、新たに出資したいとする者が現れている。したがって、出資者間の株式譲渡の裁判の今後の状況にもよるが、7月末までには放送再開の目途が立つ見込み。また、前回も言ったが、11月末までに放送再開できなければ、認定を返上する予定。

#### OH19.5.23：第2回事情聴取

(WINJ) <前回指摘の①については提出あり>。②については、新たな出資者はまだ名を明かせないため、提出不可。<③については言及なし>。

(総務省) 前回指摘の②③について、引き続きお願いしたい。現実的なものが出てこないのであれば、早期の放送再開の見込みなしということで、取り消さざるを得ない。

(WINJ) 6月8日まで待つほしい。可能な限り、完全なものを出す。

#### OH19.6.8：池田氏より電子メールあり

(WINJ) <第1回指摘の③について提出あり。ただし、関係事業者等と調整した上で出したものではなく、WINJ社のみで作成したものに過ぎず、現実性について疑義あり>。

#### OH19.6.14：第3回事情聴取

(総務省) 第1回指摘の③については、NHK等関係事業者に内容を確認してみないと、現実性について判断できない。彼らの意見を参考までに聴取してもよいか。

(WINJ) 控えてほしい。自ら調整したい。

(総務省) どれぐらい待てばよいか。

(WINJ) 22日までに、極力最終的なものを提出できるように努力する。

<注：第1回指摘の②については言及なし>。

#### OH19.6.29：第4回事情聴取

(WINJ) 新たな出資者は文部科学省所管の財団法人「皇学会」。7月中に設立予定。

(総務省) 文部科学省に確認してよいか。

(WINJ) よい。

<注：第1回指摘の③については言及なし>。

⇒同日、文部科学省大臣官房総務課行政改革推進室法人係トミタ氏に確認。

「休眠法人であり、解散指導している状況。資金は持っていない。」



#### OH19.7.5：第5回事情聴取

(WINJ)「皇学会」の件については、当社が聞いている話と違う。同財団の顧問をつとめている都築省吾氏に再度確認して報告する。

(総務省) 第1回の事情聴取でお願いした②③の資料の提出が、結果的にいまだになされていない状況。9月の電監審に諮問する方向で手続を進めることとしたい。

#### OH19.7.31：第6回事情聴取

(WINJ) 都築電気の相談役(元社長)都築省吾氏が個人として新しい出資者になり、株式を100%取得した。増資及び今後のランニングコストの支援について約束あり。放送再開スケジュールは、早急に関係事業者と調整する。

(総務省) 電監審諮問に向けて既に準備を開始しているが、第1回の事情聴取でお願いした②③の資料の提出が早急にあった場合は、検討することも可能。なお、③については、WINJ単独で検討した放送再開スケジュールを、関係事業者宛に当省から直接内容の妥当性を確認するが、よいか。

(WINJ) 了解。

<8月7日に、WINJ社より、7月26日付で都築省吾氏(個人)が出資者(100%)となった旨の事業計画書変更届の提出あり>

#### OH19.8.8：都築省吾氏来訪

(都築氏) 私の資産は100億円以上。WINJの株式は既に100%取得し、今後の運転資金(3億円×10年分)について、保証する。通帳のコピーや残高証明書等であれば、2、3日でお出しできる。

(総務省) 電監審への諮問準備は進めているが、引き続き、資料の提出があれば検討する。

<この後、残高証明書などの資料の提出なし。WINJに連絡取れず。>

#### OH19.8.24：都築省吾氏来訪

(都築氏) 29日には残高証明書等の証明書類を用意可能。関係事業者への未払い金を速やかに支払い、再開に向けて努力するので、ご理解いただきたい。<注：8月8日の話と食い違ってきている模様>。

(総務省) 関係事業者(複数)によれば、設備構築スケジュールなどを勘案すると、早期の放送再開は到底困難とみられる。また、これまでも再三延ばしにされてきたところであり、資金面の証明書類を実際に拝見しない限りは、諮問の準備を停止するつもりはない。

以上

## 「正当な理由」があるとは認められない理由

### I 事実認定

- 1 WINJ社は、平成18年11月1日から平成19年4月30日までの6か月間にわたり放送を休止していたところであるが、当該期間に係る休止届の「休止の理由」の欄においては、「無料放送における放送機材の新システム構築及び放送送出機材のメンテナンス」のため、と記載されているところである。
- 2 当該記載のみでは、なぜWINJ社が当該「無料放送における放送機材の新システム構築及び放送送出機材のメンテナンス」を長期にわたって着手しようとならないのかが不明であったことから、事情聴取に際し、これについてもヒアリングしたところ、同社からは、これらについては、十分な資金さえあれば早急に着手することが可能であるが、現時点では資金が不足していることから着手することができず、当該資金不足の解消時期については、少なくとも新旧株主間の訴訟の結果が判明するまでは見通しが立たない、との口頭での補足説明がなされているところである。
- 3 したがって、WINJ社の実質的な休止理由は、委託放送業務を維持するに足りる資金力を欠いている点にあり、かつ、これに尽きるものと認められる。

### II 基本的考え方

- 1 委託放送業務を行おうとする者は、総務大臣の認定を受けなければならないこととされているところであるが、その制度趣旨は次のとおりである。
  - ① 委託放送業務は、自己の放送番組を受託放送事業者に委託してそのまま放送させる業務であることから、国民の貴重な共有財産ともいえるべき有限希少な周波数を占有するものであること。
  - ② 委託放送業務は、受託放送事業者が運営する人工衛星を經由して、直接、各家庭において日常的に受信・視聴されるものであり、大きな社会的影響力を有するものであること。

2 当該認定を受けるためには、当該業務を維持するに足りる財政的基礎があることを要することとされているところであるが【放送法第52条の13第1項第2号】、その制度趣旨は次のとおりである。

○上記1に掲げるような性格を有する委託放送業務が、委託放送事業者の財政破綻によって長期に中断する事態ともなれば、有限希少な周波数の死蔵につながるとともに、視聴者の生活に大きな影響を及ぼすこととなること。

3 このような点を勘案すれば、委託放送業務を維持するための最低限度の資金力を欠いたことに起因する放送休止については、当該資金不足の解消時期の具体的見通しが既に立っているというような例外的なケースを除いては、当該事由をもって「正当な理由」に当たるとは認められないと考えられる。

### Ⅲ 審査

上記Ⅱの考え方に照らせば、WINJ社は、委託放送業務を維持するための最低限度の資金力を欠いているために6か月間放送を休止したものであり、かつ、その間、当該資金不足の解消時期の具体的見通しが既に立っていたという事実も認められないため、「正当な理由」は見当たらない。

平成19年9月12日

広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る  
異議申立ての付議について  
(平成19年9月12日 付議第4号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

付議内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波環境課

(大泉電波監視官、元村係長)

電話：03-5253-5907

## 広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る

### 異議申立ての付議について

**1 異議申立年月日**

平成 19 年 8 月 6 日

**2 異議申立人**

アマチュア無線家ら 115 名

**3 異議申立てに係る処分**

平成 19 年 6 月 20 日及び 8 月 1 日に官報告示した広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分（15 件、詳細は別紙参照）

**4 異議申立ての趣旨及び理由**

広帯域電力線搬送通信設備が 2 MHz ~ 30 MHz の周波数を利用することに伴い、これまで同周波数を使用してアマチュア無線を行ってきた申立人らが、広帯域電力線搬送通信設備による混信や電波妨害等によってアマチュア無線を使用できなくなるおそれが極めて高くなったとして、同周波数を使用する広帯域電力線搬送通信設備について、平成 19 年 6 月 20 日及び 8 月 1 日に官報に告示した型式指定処分の取消しを求めるもの。

**5 備考**

今回の異議申立てには、証拠説明書及び書証一式は添付されていない。

**注：「型式指定処分」**

広帯域電力線搬送通信設備を設置しようとする者は、当該設備につき、総務大臣の許可を受けなければならないこととされている（電波法第 100 条第 1 項第 1 号）が、その型式について総務大臣の指定を受けた設備については、当該許可を受けることなく設置することができる（電波法第 100 条第 1 項第 1 号かっこ書き及び電波法施行規則第 44 条第 1 項第 1 号（1））。

平成 19 年 6 月 20 日付け総務省告示第 349 号

- ・ 製造業者等の氏名又は名称 住友電気工業株式会社  
型式名 PTE1410  
指定番号 第 ET-07003 号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 住友電気工業株式会社  
型式名 PAU2410-R2  
指定番号 第 ET-07004 号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 日本電気株式会社  
型式名 PL3-HE- IW01A  
指定番号 第 AT-07025 号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 日本電気株式会社  
型式名 PL3-CPE- IW01A  
指定番号 第 AT-07026 号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 株式会社プレミネット  
型式名 PLAM2500J Rev. 3  
指定番号 第 ET-07005 号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 NEC アクセステクニカ株式会社  
型式名 PA-CA2100P  
指定番号 第 CT-07002 号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 NEC アクセステクニカ株式会社  
型式名 PA-CR2500P  
指定番号 第 CT-07003 号

平成 19 年 8 月 1 日付け総務省告示第 439 号

- ・ 製造業者等の氏名又は名称 株式会社ネイルコム  
型式名 NPL-E190AJ  
指定番号 第 GT-07001 号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 株式会社アイ・オー・データ機器  
型式名 PLC-ET/MY  
指定番号 第 DT-07001 号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 株式会社バッファロー  
型式名 PL-HDP-AL1  
指定番号 第 CT-07004 号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 シャープ株式会社  
型式名 BB-Z9001  
指定番号 第 ET-07006 号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 シャープ株式会社  
型式名 BB-Z9002  
指定番号 第 ET-07007 号

- 製造業者等の氏名又は名称    パナソニックコミュニケーションズ  
株式会社  
型式名                            BL-PA204  
指定番号                          第 HT-07001 号
- 製造業者等の氏名又は名称    パナソニックコミュニケーションズ  
株式会社  
型式名                            VL-P923  
指定番号                          第 HT-07002 号
- 製造業者等の氏名又は名称    パナソニックコミュニケーションズ  
株式会社  
型式名                            VL-P880  
指定番号                          第 HT-07003 号

(参考)

申立人らの主張の概略は以下のとおり。

- ・ アマチュア無線を従前同様行うことができる利益は、通信の自由そのものというべきであり、法律上保護された利益である。
- ・ 広帯域電力線搬送通信設備の製造・販売を放置すれば、短波帯でのみ可能な遠距離アマチュア無線が不可能となるかあるいは著しく困難な状況になるという重大な損害が生じるおそれがある。
- ・ 広帯域電力線搬送通信設備の目的である屋内ネットワークは、イーサネットケーブルを引く、無線LAN利用する等、現状でも利用できる他の方法によって、副作用を生ずることなく、容易かつ安価に構築することが可能であり、広帯域電力線搬送通信設備を解禁しなければならない必要性・必然性がない。
- ・ 広帯域電力線搬送通信設備とアマチュア無線との共存は、現在の技術では不可能であり、広帯域電力線搬送通信設備の製造・販売を禁ずる以外に、アマチュア無線の通信環境を維持するのに、他に適当な方法はない。
- ・ 総務省が、アマチュア無線を妨害するおそれのある技術を解禁すべきでないことは法令の規定から明らかであり、アマチュア無線の無線利用妨害を不可避的にもたらす大きな問題が解決されていない現状で広帯域電力線搬送通信設備を解禁することは、総務大臣に与えられた裁量の範囲を超え又は濫用である。



(参照条文)

電波法(昭和25年法律第131号)

(電波監理審議会への付議)

第八十五条 第八十三条の異議申し立てがあつたときは、総務大臣は、その異議申し立てを却下する場合を除き、遅滞なく、これを電波監理審議会の議に付さなければならない。

(審理の開始)

第八十六条 電波監理審議会は、前条の規定により議に付された事案につき、異議申し立てが受理された日から三十日以内に審理を開始しなければならない。

(高周波利用設備)

第一百条 左に掲げる設備を設置しようとする者は、当該設備につき、総務大臣の許可を受けなければならない。

- 一 電線路に十キロヘルツ以上の高周波電流を通ずる電信、電話その他の通信設備(ケーブル搬送設備、平衡二線式裸線搬送設備その他総務省令で定める通信設備を除く。)

電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)

(通信設備)

第四十四条 法第一百条第一項第一号の規定による許可を要しない通信設備は、次に掲げるものとする。

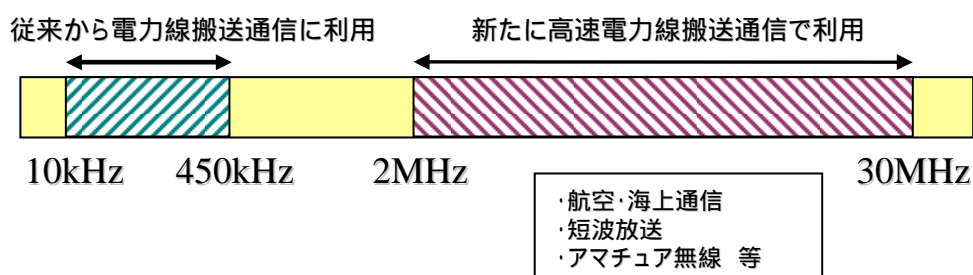
- 一 電力線搬送通信設備(電力線に一〇kHz以上の高周波電流を重畳して通信を行う設備をいう。以下同じ。)であつて、次に掲げるもの
  - (1) 定格電圧一〇〇ボルト又は二〇〇ボルト及び定格周波数五〇ヘルツ又は六〇ヘルツの単相交流を通ずる電力線を使用するものであつて、その型式について総務大臣の指定を受けたもの
- 2 前項第一号の(1)の総務大臣の指定は次に掲げる区分ごとに行う。
  - 二 屋内において、2MHzから30MHzまでの周波数の搬送波により信号を送信し、及び受信する電力線搬送通信設備(以下「広帯域電力線搬送通信設備」という。)

# 高速電力線搬送通信（高速PLC）の概要

## PLCの特徴

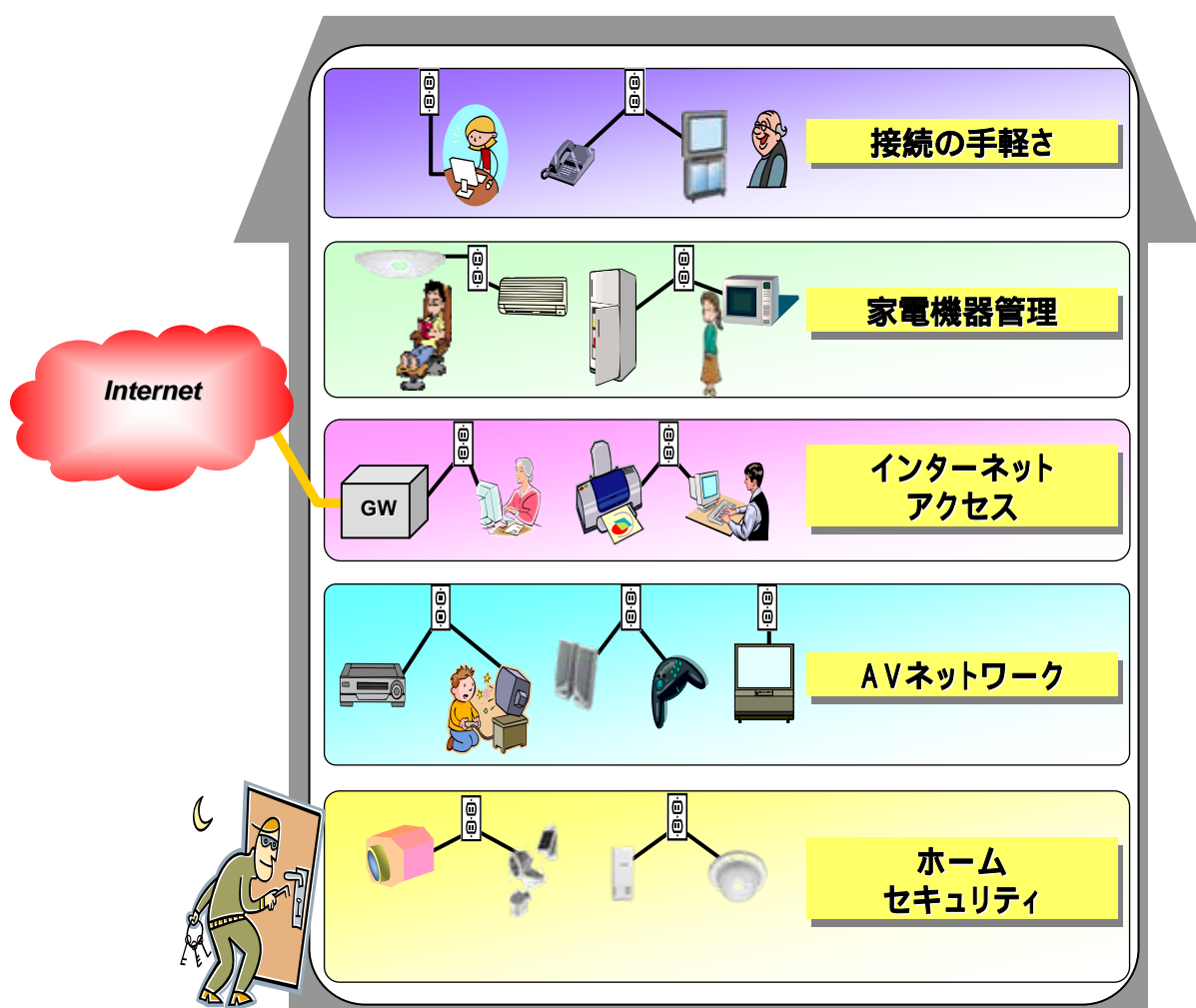
- 1 電力線を利用して通信するシステム。既に敷設済の電力線を通信に利用するため、容易にネットワークの構築が可能。
- 2 電力線は、もともと通信信号を流すことを想定していないため、電波が漏れ易い。そのため、短波帯を利用する無線通信との共存を図るために慎重な審議の上で、技術基準を設定した。

## PLCの利用周波数帯



# 高速電力線搬送通信（高速PLC）の概要

## PLCの利用イメージ



### ポイント

屋内利用に限定  
漏れ電波の原因である電流値を制限した技術  
基準を設定

# 高速電力線搬送通信(高速 P L C)の導入に向けた制度整備

---

## 高速 P L C の導入に向けた制度整備

平成14年4月～7月

電力線搬送通信設備に関する研究会

平成16年1月

高速電力線搬送通信設備の実験制度の導入

平成17年1月～12月

高速電力線搬送通信に関する研究会

平成18年1月～6月

情報通信審議会審議(技術的条件の審議)

平成18年7月～9月

電波監理審議会(無線設備規則改正案の審議)  
行政手続法に基づくパブリック・コメント

平成18年10月4日

改正省令等公布・施行

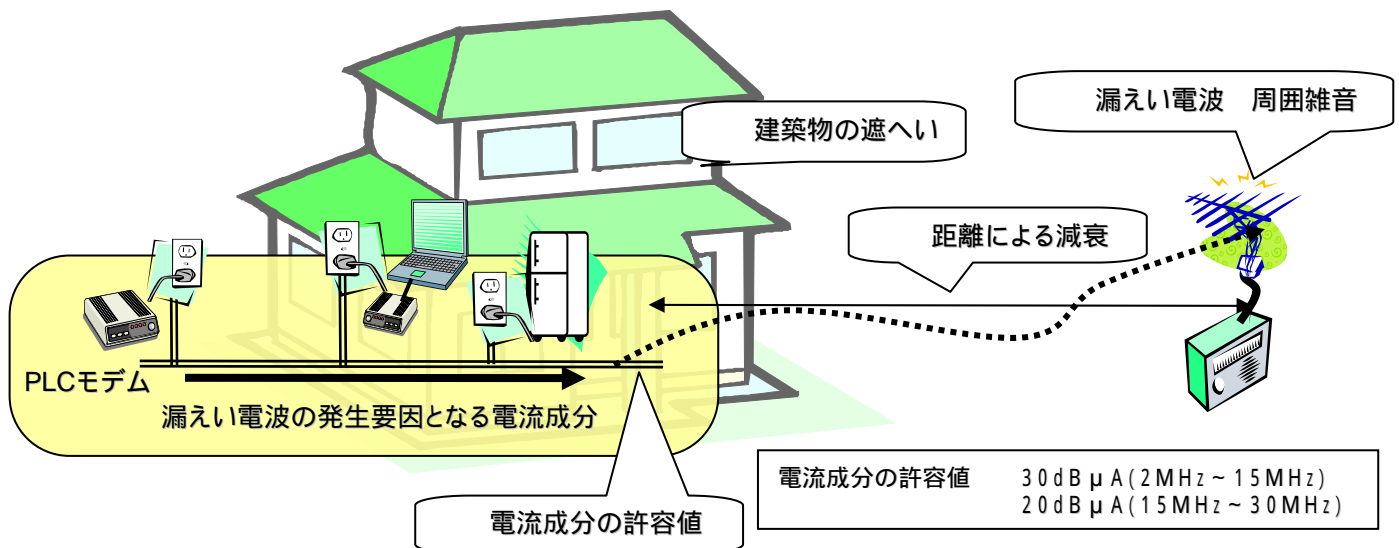
# 高速電力線搬送通信（高速PLC）設備の技術的条件

## 基本的考え方

- ・ 利用周波数帯(2MHz～30MHz)における漏えい電波を一定の離隔距離において周囲雑音レベル程度以下とする。
- ・ 非利用周波数帯における漏えい電波の許容値を、パソコンなどのIT機器の許容値と等しくする。

## PLC設備の技術的条件

- 1 非通信時  
パソコンなどのIT機器の許容値(CISPR22)と等しくする
- 2 通信時
  - (1) 利用周波数帯(2MHz～30MHz)  
PLC設備から漏えいする電波の強度が離隔距離において周囲雑音レベル以下となるようにする



- (2) 非利用周波数帯(150kHz～2MHz、30MHz～1000MHz)  
パソコンなどのIT機器の許容値(CISPR22)と等しくする

## 省令等の一部改正 及び 関係告示の制定について

---

電力線搬送通信(PLC)設備は、従来から10kHz～450kHzを使用する設備が利用されていた。今回、屋内において2MHz～30MHzを使用するPLC設備に関して、次のとおり省令の改正並びに告示の制定及び改正を行ったもの。

### 電波法施行規則の一部を改正する省令

屋内において2MHz～30MHzを使用するPLC設備(広帯域電力線搬送通信設備)を「型式の指定」に追加し、当該設備の技術的条件を定めたもの。

### 無線設備規則の一部を改正する省令(電監審諮問案件)

屋内において2MHz～30MHzを使用するPLC設備を追加し、当該設備の技術的条件を定めたもの。

### 無線局免許手続規則の一部を改正する省令

の設備について、申請書の様式等を定めたもの。

「高周波利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等」(平成14年総務省告示第544号)の一部を改正する告示  
の設備について、申請書の様式等を定めたもの。

電力線搬送通信設備に関する測定方法を定める告示の制定  
及び の設備の技術的条件に係る測定方法を定めたもの。

周波数の範囲等を適用しない通信設備を定める告示の制定  
PLC設備について、実験に係る条件について定めたもの。

平成19年9月12日

広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る  
異議申立ての付議について  
(平成19年9月12日 付議第5号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

付議内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波環境課

(大泉電波監視官、元村係長)

電話：03-5253-5907

## 広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る

### 異議申立ての付議について

1 異議申立年月日

平成19年5月15日

2 異議申立人

個人

3 異議申立てに係る処分

平成19年3月19日に官報告示した以下の広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分

製造業者等の氏名または名称	光ネットワークス株式会社
型式名	CNC-1000
指定番号	第AT-07008号

4 異議申立ての趣旨及び理由

3の広帯域電力線搬送通信設備を木造二階建ての一般住宅で使用したところ、建物の外壁から10m以上離れた地点において、処分の根拠となった電波法施行規則第46条の2第1項第5号に定める広帯域電力線搬送通信設備の技術基準が想定している漏洩電界を20dB以上も上回る非常に強力な漏洩電界が7.2MHzから20.2MHzのうち広い周波数範囲にわたって観測されたことから、当該機器が技術基準を満たしておらず、技術基準を大幅に超える伝導妨害波電流を発生する可能性があるとして、当該機器の型式指定の取消しを求めるもの。

注：「型式指定処分」

広帯域電力線搬送通信設備を設置しようとする者は、当該設備につき、総務大臣の許可を受けなければならないこととされている（電波法第100条第1項第1号）が、その型式について総務大臣の指定を受けた設備については、当該許可を受けることなく設置することができる（電波法第100条第1項第1号かつこ書き及び電波法施行規則第44条第1項第1号（1））。



(参照条文)

○ 電波法 (昭和 25 年法律第 131 号)

(電波監理審議会への付議)

第八十五条 第八十三条の異議申し立てがあつたときは、総務大臣は、その異議申し立てを却下する場合を除き、遅滞なく、これを電波監理審議会の議に付さなければならない。

(審理の開始)

第八十六条 電波監理審議会は、前条の規定により議に付された事案につき、異議申し立てが受理された日から三十日以内に審理を開始しなければならない。

(高周波利用設備)

第一百条 左に掲げる設備を設置しようとする者は、当該設備につき、総務大臣の許可を受けなければならない。

- 一 電線路に十キロヘルツ以上の高周波電流を通ずる電信、電話その他の通信設備 (ケーブル搬送設備、平衡二線式裸線搬送設備その他総務省令で定める通信設備を除く。)

○ 電波法施行規則 (昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号)

(通信設備)

第四十四条 法第一百条第一項第一号の規定による許可を要しない通信設備は、次に掲げるものとする。

- 一 電力線搬送通信設備 (電力線に一〇kHz 以上の高周波電流を重畳して通信を行う設備をいう。以下同じ。)であつて、次に掲げるもの

(1) 定格電圧一〇〇ボルト又は二〇〇ボルト及び定格周波数五〇ヘルツ又は六〇ヘルツの単相交流を通ずる電力線を使用するものであつて、その型式について総務大臣の指定を受けたもの

2 前項第一号の(1)の総務大臣の指定は次に掲げる区分ごとに行う。

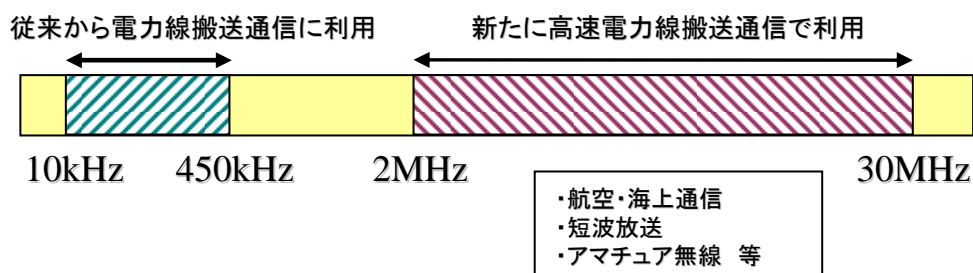
- 二 屋内において、2MHz から 30MHz までの周波数の搬送波により信号を送信し、及び受信する電力線搬送通信設備 (以下「広帯域電力線搬送通信設備」という。)

# 高速電力線搬送通信（高速PLC）の概要

## PLCの特徴

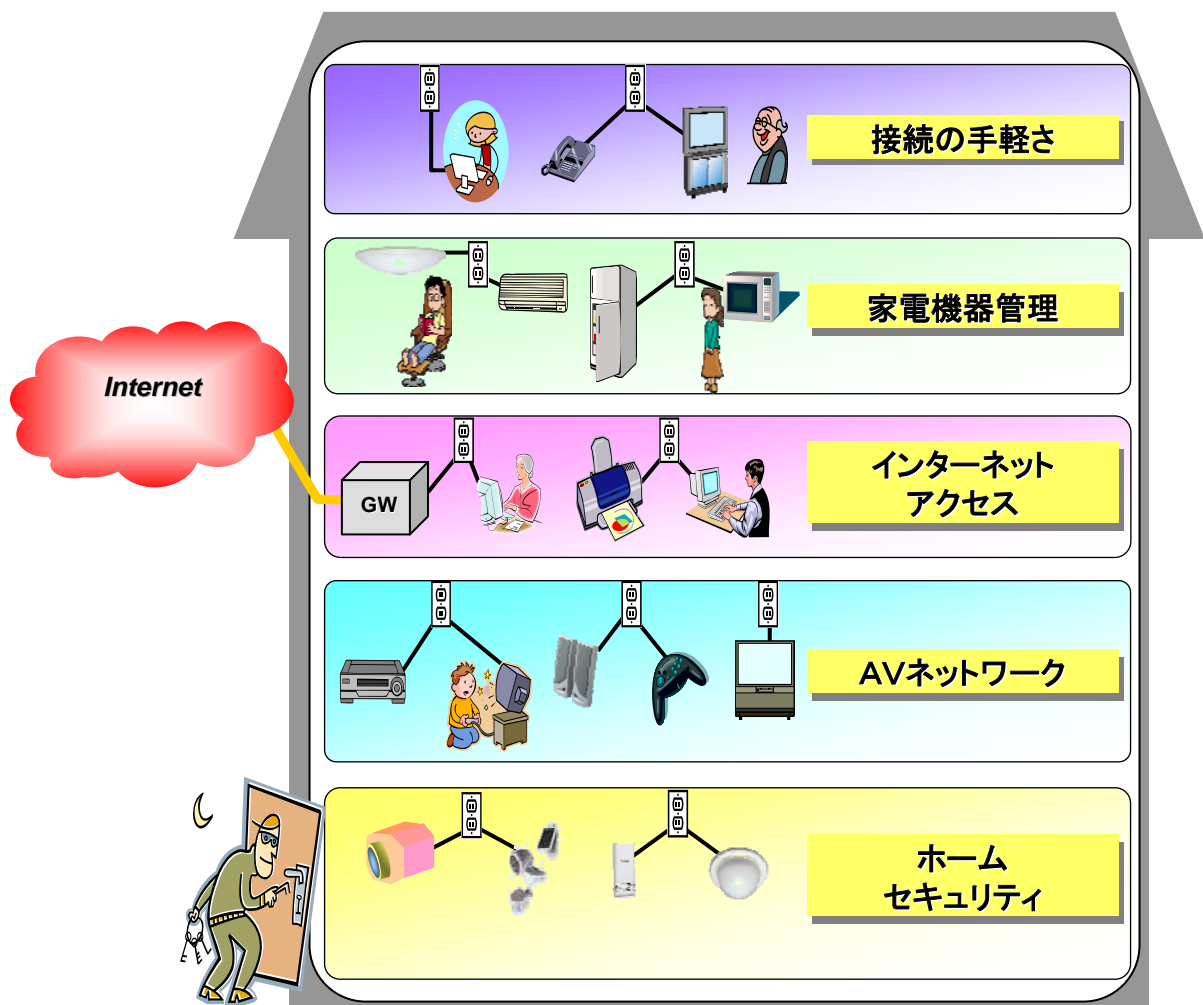
- 1 電力線を利用して通信するシステム。既に敷設済の電力線を通信に利用するため、容易にネットワークの構築が可能。
- 2 電力線は、もともと通信信号を流すことを想定していないため、電波が漏れ易い。そのため、短波帯を利用する無線通信との共存を図るために慎重な審議の上で、技術基準を設定した。

## PLCの利用周波数帯



# 高速電力線搬送通信（高速PLC）の概要

## PLCの利用イメージ



### ポイント

- 屋内利用に限定
- 漏れ電波の原因である電流値を制限した技術基準を設定

# 高速電力線搬送通信(高速P L C)の導入に向けた制度整備

---

## 高速PLCの導入に向けた制度整備

平成14年4月～7月

電力線搬送通信設備に関する研究会

平成16年1月

高速電力線搬送通信設備の実験制度の導入

平成17年1月～12月

高速電力線搬送通信に関する研究会

平成18年1月～6月

情報通信審議会審議(技術的条件の審議)

平成18年7月～9月

電波監理審議会(無線設備規則改正案の審議)  
行政手続法に基づくパブリック・コメント

平成18年10月4日

改正省令等公布・施行

# 高速電力線搬送通信（高速PLC）設備の技術的条件

## 基本的考え方

- ・ 利用周波数帯(2MHz~30MHz)における漏えい電波を一定の離隔距離において周囲雑音レベル程度以下とする。
- ・ 非利用周波数帯における漏えい電波の許容値を、パソコンなどのIT機器の許容値と等しくする。

## PLC設備の技術的条件

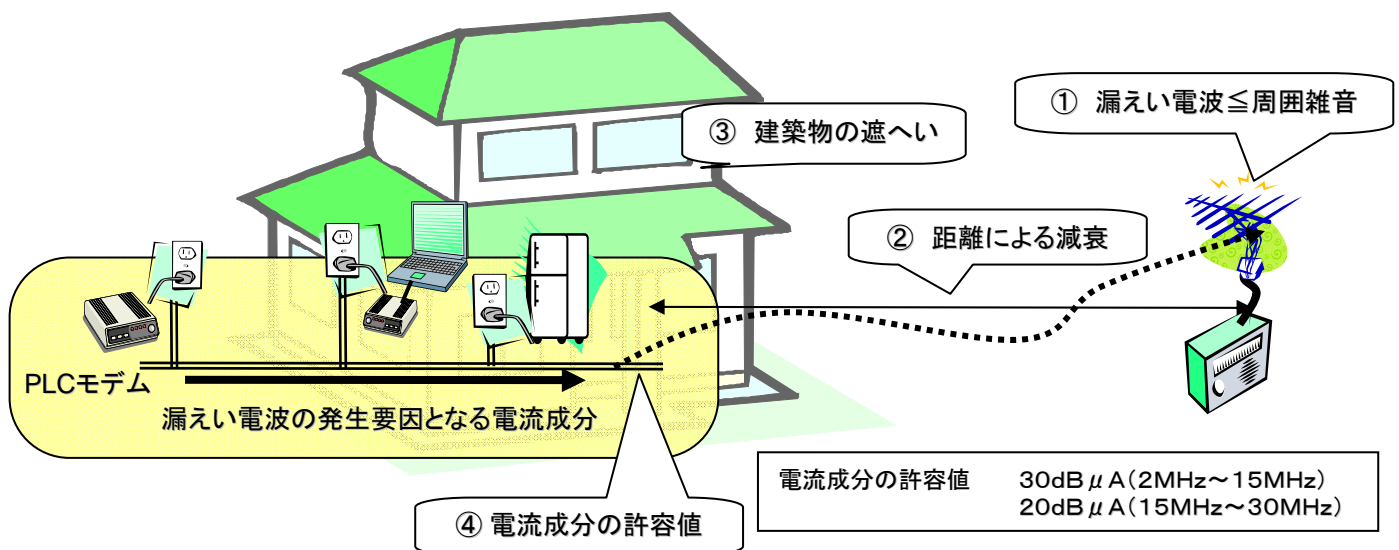
### 1 非通信時

パソコンなどのIT機器の許容値(CISPR22)と等しくする

### 2 通信時

#### (1) 利用周波数帯(2MHz~30MHz)

PLC設備から漏えいする電波の強度が離隔距離において周囲雑音レベル以下となるようにする



#### (2) 非利用周波数帯(150kHz~2MHz、30MHz~1000MHz)

パソコンなどのIT機器の許容値(CISPR22)と等しくする

# 省令等の一部改正 及び 関係告示の制定について

---

電力線搬送通信(PLC)設備は、従来から10kHz～450kHzを使用する設備が利用されていた。今回、屋内において2MHz～30MHzを使用するPLC設備に関して、次のとおり省令の改正並びに告示の制定及び改正を行ったもの。

① 電波法施行規則の一部を改正する省令

屋内において2MHz～30MHzを使用するPLC設備(広帯域電力線搬送通信設備)を「型式の指定」に追加し、当該設備の技術的条件を定めたもの。

② 無線設備規則の一部を改正する省令(電監審諮問案件)

屋内において2MHz～30MHzを使用するPLC設備を追加し、当該設備の技術的条件を定めたもの。

③ 無線局免許手続規則の一部を改正する省令

②の設備について、申請書の様式等を定めたもの。

④ 「高周波利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等」(平成14年総務省告示第544号)の一部を改正する告示

①の設備について、申請書の様式等を定めたもの。

⑤ 電力線搬送通信設備に関する測定方法を定める告示の制定

①及び②の設備の技術的条件に係る測定方法を定めたもの。

⑥ 周波数の範囲等を適用しない通信設備を定める告示の制定

PLC設備について、実験に係る条件について定めたもの。